

中世後期における国家的祈雨・止雨儀礼

小河 仁

はじめに

降雨の多寡は現代の生活にも多大な影響を与えるものである。昨今の様々な自然災害からわかるように、旱魃による水不足や豪雨による洪水などは、我々人間の生存を脅かす重大な災害であるといえる。現代よりも様々な技術が未発達であった前近代社会ともなれば、その影響はさらに甚大であったと考えられ、生産の中心が農耕であった時代において雨が降るか降らないかは、我々の想像をはるかに超える深刻な問題であったはずである。

そこで、旱魃や霖雨の「現実的」な対処法として、灌漑設備の整備や治水工事がなされたことは想像に難くないが、一方で、様々な祈雨・止雨の儀礼が国家によって行われていた(一)。

大林太良氏によれば、雨乞いが行われるのは、「地球上でも比較的温暖な地域と、暑熱の地域」であり、行われないのは、「寒い極北地方」と「極端な乾燥地帯」とであるというから、世界中のかなり多くの地域で行われていたといえるだろう(二)。

日本の古代・中世における祈雨・止雨儀礼には、①国家が行うもの、②国司が行うもの(三)、③荘園領主が行うもの(四)、④民衆が行うもの(五)、というように様々な階層において行われるものがあった。

本稿が取り扱うのは、日本の中世後期(六)における国家的祈雨・止雨儀礼であるが、ここで「国家的儀礼」というものをひとまず定義しておきたい。本稿における「国家的儀礼」とは、朝廷・幕府といった国家統治を担う機関、あるいは、換言すれば「王権」ないし「政権」が寺社などの宗教勢力に命じて行わせる儀礼とする(七)。このような「国家的儀礼」は、中世における朝廷の衰退により廃絶したか、あるいは応仁の乱以降の戦乱で断絶してその後には再興されなかったかのいずれかであったと考えられる。その中で、朝廷による祈雨・止雨儀礼は、様々な方法を変化させながらも古代から近世末頃まで実施し続けられたのであり、祈願の方法および主体は、神祇、仏教、陰陽道というように多様であった。

以上から、この国家的祈雨・止雨儀礼の重要性としては、第一に、大嘗祭や伊勢神宮の式年遷宮などの「国家の重大儀礼」ほどのものではないが、朝廷が近世末まで継続して行ったことから、国家にとって必要とされたと考えられる点、第二に、儀礼が宗

教・信仰上で多様であることから、国家と様々な宗教勢力との関係を明らかにし得るといふ点が挙げられる。また、祈雨・止雨儀礼は、国家的変異祈禱の代表的なものとみなすことができる（八）と考える（八）。

次に、祈雨・止雨儀礼に関する研究状況の問題点であるが、これについては以下の四点が挙げられる。第一に、古代が比較的研究されているのに対し、中世はあまり研究されていないことにより、中世にどのような儀礼が行われ、それがいつまで続き、いつ終わりを迎えるのかという点が考察されていないことがある（九）。第二に、中世の祈雨儀礼を主題とする研究はかなり少なく、研究がある場合でも、仏教の儀礼を研究したもので、密教、特に真言密教の祈雨が中心であり、その他は興福寺や高野山といった個別寺院の事例のみとなっていることがある。また、儀礼そのものの研究以外では、室町期の公武祈禱の研究や、禅宗儀礼の研究で少し触れられているが（一〇）、中世で神祇による祈雨・止雨を主題とするものは、ほぼ皆無といえる（一一）。第三に、止雨の研究が少ないことが挙げられる。祈雨とまとめて扱っているものがないわけではないが（一二）、極めて少ないといえる。止雨は祈雨とは正反対の儀礼であるが、神祇に対して祈雨・止雨する場合はほぼ同じ内容であることから考えて、一体のものと

して扱うべきであろう。第四に、祈雨・止雨儀礼の研究では、どのような儀礼が行われたか、または儀礼の内容がどのようなであったかばかりに注意が払われ、儀礼の費用、換言するならば儀礼の経済的側面については、これまでほとんど考慮されなかったことが挙げられる。これを補う必要があり、「国家財政」の研究で儀礼の費用に言及したものを利用することで明らかにできると考える。中世後期における恒例儀礼費用の研究には、種々の儀礼の費用を明らかにしたものがああり、儀礼費用を中心に考察したものもある（一三）。

神祇による国家的祈雨・止雨を考察する場合には、二十二社が避けては通れない存在であろう。二十二社は、天変地異や祈年穀などの臨時奉幣・祈禱が行われた神社群で、古代から中世の朝廷に重要視されていた。その研究としては、成り期及び成立していく段階が中心であるように思われるが、これについて岡田莊司氏は、院政期以降の中世は研究が手薄となっており、二十二社制が終焉する中世末期から近世までの神社機能の変貌過程、二十二社制度の中世祭祀体制としての全体像を見極めることの重要性を主張している（一四）。この指摘から二十年ほど経過しているが、諸国一宮の研究が比較的なされていたのに比べて、中世における二十二社の研究状況はあまり変わっていない

ないといわざるを得ない。その中において、太田直之氏は、二十二社の一部に置かれる室町將軍家御師職を検討した論文で、中世後期の二十二社を研究するにあたっては、諸社と天皇・朝廷の関係性だけでは限界があり、室町幕府(武家)の神祇政策を検討する必要性を述べている(二五)。

祈雨・止雨儀礼で重要な役割を担った丹生川上・貴船の二社は、中世後期においても奉幣を受け続けているが、史料制約のためか、その動向について検討した研究はないに等しい。管見によれば、これらの神社の研究としては、丹生川上社神主小川氏の研究、上賀茂社と貴船社との訴訟の研究が少しあるくらいで、また、大和国所在の二十二社もほとんど研究がなく(二六)、研究蓄積があるのは、興福寺と一体化していた春日社のみといっても過言ではない(二七)。

以上、関係する先行研究の状況を見てきたが、それを受けて、本稿では、神祇・仏教にわたるまとまった研究が皆無の中世後期において実施された祈雨・止雨儀礼の実態、国家的祈雨・止雨儀礼が近世に向けて廃絶する変化の状況を中心に考察する。また、儀礼に見られる信仰や実施される場にも注目することで、単にどのような儀礼が行われたのかを示すことにとどまらず、より立体的に儀礼のあり方を明らかにするように努めたい。

第一章 中世後期における国家的祈雨・止雨儀礼の概要

室町時代の国家的祈雨・止雨儀礼については、まず、「公武統一政権」論において祈禱がどのように位置づけられているのかを先行研究から確認することから始める。その後、この時代に特有な禪宗(京都五山ほか)による祈雨・止雨儀礼や、儀礼の財政的側面を取り上げる。

第一節 「公武統一政権」論における祈禱

佐藤進一氏以来の「室町幕府による王朝諸権限の吸収」という枠組みを踏まえて、室町殿が主従的に公家の伝奏を介して公事を掌握して王朝の国家機構を支配下に置くという「公武統一政権」の構造が足利義満期に成立し、その公事の一つが「実質的に国王を象徴するような」意義を持つ変異祈禱であったことを指摘したのが、富田正弘氏の一連の祈禱研究であったと中世後期の武家祈禱を研究する大田壮一郎氏は評価している。ただ、大田氏は、富田氏の研究があくまで公武関係を論じるためのもの

であって、祈禱の分析は手段でしかなく、祈禱に対する関心が二次的なものであったとする。そして、武家祈禱としての顕密諸宗の祈禱が「国家的」であるか否か、禪宗の祈禱が「私的」であるか否かというように、祈禱の性格をめぐる評価についても注意を促しているが、ここでは、顕密諸宗の祈禱を国家的祈禱とみなす立場が、公家政権の祈禱と同種・同規模であるとする富田氏の説によっていると指摘する(二八)。その他に、大田氏は、足利義満の北山殿における祈禱はあくまで義満護持に特化した「私的」なもので、国家的祈禱の一環とみることには出来ないとし、義満の祈禱を「国王」・「治天」の祈禱として評価する今谷明氏の見解を批判している(二九)。

本稿も変異祈禱の一種である祈雨・止雨儀礼を「国家的」祈禱とみなしている点からすれば、富田氏の説によっているといえるのであるが、本稿で「国家的儀礼」として中心的に扱うのは朝廷の祈禱である祈雨・止雨儀礼であり、これらをそのようにみなすことは特に問題ないと考える。ただ、禪宗である京都五山の祈雨・止雨などは、幕府から命じられていることが多いようであり、武家祈禱であるこれらを「国家的儀礼」とみなしうるかについては検討を要する。この点については、禪宗の祈雨を取り扱う次節で検討することになろう。本節では「公武祈禱」で

ある祈雨・止雨儀礼の事例を示したい。

【史料 『東寺百合文書』(東寺廿一口供僧方評定引付) 文安二年(一四四五)五月廿九日、六月二日】(〓)は割注を示す。

以下の史料も同様。

同廿九日

重耀 隆遍 覺寿 融覺 聖清 宗融 弘英
清円 原清 寛融 宗寿 快寿 宗梶

一祈雨事、自_二公武_一被_レ仰_レ之、仍水天供、自_二臈_一、七日宛(毎日一座)、如_レ例、於_二内陣_一行_レ之、神泉苑参詣(毎朝三人)、於_二御影堂_一、千返陀羅尼(三ヶ日)、皆参、此条々、自_二今日(廿九)_一始_二行之_一、水天供_一事、一七ヶ日、不_二雨下_一者、次_二臈_一、七ヶ日、可_レ有_二其沙汰_一之由、衆議畢、

六月二日

重耀 隆遍 覺寿 聖清 杲慶 宗融 弘英
清円 原清 寛融 宗寿 重増 堯秀 宗梶
快寿

一降雨之上者、雨御祈、令_二結願_一之、公武御卷数、可_レ令_二上進_一之由治定畢、(禁裏尊勝供、室町殿水天供、)

この史料(三〇)からわかることは、東寺における水天供では「公武」から命令があつて実施されていることであり、仏教による

祈雨儀礼は「公武」共同で命じていたということが推定される。

また、東寺僧が神泉苑に参詣する行為が見られるが、これは他に三例ほどあり、祈雨の一種であると考えられる(二二)。

ここで「公武統一政権」論における祈禱からやや離れるが、この時代、つまり、中世後期までに行われていた国家的祈雨・止雨儀礼をほぼ網羅していると思われる点で重要な史料を紹介しておきたい。それは『夕拝備急至要抄』(三三)の記述である。五味彦氏によれば、その成立年代は嘉元三年(一三〇五)から徳治三年(一三〇八)で、著者は藤原兼仲とされる(三三)。『群書解題』を参照すると、「藏人のためにその急に備えるための執務の参考書」とある(三四)。やや長文ではあるが、必要な部分を以下に引用する。

【史料 『夕拝備急至要抄』卷下「一祈雨御祈」・「一藏人所御占」・「一祈雨止雨奉幣」】

一 祈雨御祈。

神泉苑掃除。〈差進使藏人。小舎人等相従。無驗之時差

改之。降雨之時。藏人参内。給禄。丹生。貴布祢社。一兩

度發遣。無驗之時以藏人爲使。十烈東遊相具云々。〉

上卿。弁。内記。〈宣命料。〉幣馬。官外記。陰陽

寮。日時使定。

室生龍穴御読経。醍醐清瀧御読経。日時。〈已上先勘

之。〉上卿。弁。官外記。陰陽寮。

職事書。口宣。於陣下。上卿仰弁。室生龍穴御読

経。令山階寺別当行。之。清瀧御読経。令醍醐寺座主

之。口宣。同。前。三ヶ日行。之。〈嘉禄元年・同三年・仁治

元年・寛元二年の宣旨は略。〉

軒廊御卜。

仰詞。〈炎旱涉。旬何咎崇哉。宜仰神祇官陰陽寮。卜申ヨ。〉

上卿。弁。官寮。官外記。

神泉千度御祓。〈或神泉或陰陽師里第行。之。〉

用途。〈藏人方沙汰。〉勅使。〈藏人参向。諸司打幄。〉

五龍御祭。〈於神泉苑。行。之。三ヶ日。陰陽頭行。之。〉

用途。〈藏人方沙汰。〉御祭文。〈可有御諱字。〉勅使

〈藏人。〉名香。茅席薦績松等。修理職構。飯屋。

請雨経法。〈於神泉苑。被。始。二行。之。〉

阿闍梨。〈醍醐寺座主事也。〉伴僧廿口。飯屋五宇。供

米。油。雜具。〈召。支度。〉用途。〈被。支配。諸国。〉

不。渡。御衣。〈先例也。〉可。仰。勸賞。職。〈阿闍梨伴僧宿

所。仰。行事。官。一。点。二。定。之。〉

發願儀無。殊事。奉行人不。及。参向。此法邂逅之秘法也。

永久被_レ行_レ之。延応先人御奉行。

神泉孔雀經御読経。

上卿。弁。書手宰相。官外記。日時定。〈当日日次

兼問_レ之可_二申定_一。〉僧名。〈弁行_レ之。〉御導師。〈東寺長

者。藏人方催_レ之。〉葦屋。〈官方沙汰。木工寮給_二成功_一作_レ

之。〉供米布施。〈官方沙汰。〉結願御布施取殿上人。〈藏

人方催_レ之。〉度者使。〈近衛次将。初日仰_レ之。〉勸賞。〈修

中降雨之時行向仰_レ之。〉御願文趣。〈奉行職事参向。〉奉

行藏人。行香不定殿上人。〈自_二藏人方_一催_レ渡_レ之。〉

七壇水天供。〈職事以_二御教書_一催_レ之。〉

東寺長者御持僧等勤_レ之。〈可_レ定_二申其仁_一。〉日次。用

途。〈諸国。或成功。〉注_二進支度_一。進_二卷数_一。

自_二明日_一可_レ被_レ行_二水天供_一。可_レ下令_二勤修_一給上者。依

二

天氣_一執啓如_レ件。

阿闍梨被_レ仰_二叡感_一。

被_二綸言_一一偈。水天供事。立依_二月華之離畢_一。兼知_二秋

稼之成_レ雲。修中甘澍。天下普潤。法驗之至。叡感尤

深之由。宜_レ被_二仰遣_一者。綸言如_レ此。悉々謹言。

六月十七日

進上実相院前大僧正御房

一藏人所御占。

陰陽師。〈注_二交名_一申_二御点_一。〉座。〈掃部寮。〉

今日。於_二藏人所_一可_レ被_レ行_二御占_一。可_レ下令_二参仕_一給上者。

依_二

天氣_一執達如_レ件。

仰詞。〈霖雨不_レ晴。洪水有_レ難。何咎崇哉。以_レ詞仰_レ之。〉

良。〈鴨社。日吉。〉異。〈伊勢。稻荷。祇園。〉方角神。穢氣不

淨之由。成_二其崇_一之由占申之間。宣下之。口宣書様。

（弘安十年の宣旨は略。）

本宮参籠仰_二祭主_一。

旬月已来。霖雨未_レ晴。只_レ口緑水之害。未_レ播_二青苗之種_一。

三農之失_レ時。八埏之所_レ愁也。世以_レ民為_レ基。民以_レ食為_レ

天。百穀若不_レ登者。兆庶豈有_レ安哉。国之大事蓋在_二于斯_一

早参_二籠本宮_一。七ヶ日之間。抽_二信於底露_一。宜_二祈請止_レ

雨者。依_二

院宣_一執達如_レ件。

五月廿七日

祭主権大副殿

治部少輔〈在判〉

一 祈雨止雨奉幣。

日時。〈勘之。〉 上卿。 弁。 内記。〈宣命。幣馬。〉

使藏人。 官外記。

以上から「祈雨御祈」には、神祇では丹生川上・貴船の二社奉幣、仏教では室生龍穴御読経、醍醐清瀧御読経、請雨経法、神泉孔雀経御読経、水天供、陰陽道では神泉千度御祓、五龍祭、その他に神泉苑掃除があつたことがわかる。これらの儀礼は朝廷による祈雨儀礼として行われてきたもので、早魃に際して実施可能な「選択肢」として意識されたものであると考えられるが、これらの儀礼は、朝廷が命じたことから、本稿における「国家的儀礼」の定義にあてはまるものである。

また、『夕拝備急至要抄』には鎌倉において祈雨・止雨儀礼として行われた七瀬御祓も見られるが、朝廷では祈雨・止雨儀礼として行われていなかったようであり、あくまで「祓」の儀礼であつたようである(二五)。

その他に、神宮祭主による神祇官参籠は、「霖雨未晴」とあるため、止雨儀礼の事例が掲載されているようだが、神祇官人が祈雨のために参籠する事例も見られることから、ここでは止雨の事例が挙げられているだけと判断すべきである。また、『夕拝

備急至要抄』に「止雨御祈」という項目は存在しないが、これは止雨の手段がほぼ止雨奉幣に限られていたためであろう(二六)。

この史料には、儀礼の用途についての記載もいくつか見られる。例えば、神泉千度御祓や五龍祭では「藏人方沙汰」とあつて藏人方からの「沙汰」で出されているが、神泉孔雀経御読経では「供米布施。〈官方沙汰。〉」とあるように官方(太政官)の「沙汰」によつて出されている。その他に用途に関する記述は、請雨経法で見られ、そこでは「被支配諸国」とあることから、「諸国」に賦課したものから出されていることがわかるが、後掲する史料(『吉続記』文永十年(一二七三)七月十日条)の記述を考慮すると、これも「藏人方沙汰」であつたと見るべきであろう。ここでは以上の事実を指摘するにとどめるが、それは祈雨儀礼の場合、官方・藏人方区別する基準については不明といわざるを得ないからである(二七)。

第二節 室町幕府と禅宗の祈雨・止雨

室町時代に特徴的な祈雨・止雨儀礼として、相国寺などの京都五山によるものが挙げられる。本稿末の年表「祈雨・止雨儀礼一覧(南北朝・室町時代以降)」によれば、応永九年(一四〇二)

の事例以降に二十二例ほど見られる。

室町時代の禪宗祈雨・止雨に関する先行研究については、細川武稔氏の論文があり、それによると、京都五山における祈雨は、五山の位次と異なり、南禅寺・天龍寺よりも相国寺を優先していたとする^(二八)。禪宗の祈雨・止雨は、京都五山が幕府に命じられて行っていたのであるが、その中でも相国寺が多く実施していることが確認されるため、細川氏が主張するように考えるのは妥当であろう。また、原田正俊氏は、禪宗が祈禱法会へ進出すると同時に、施餓鬼・葬儀といった顕密仏教にとつて手薄な分野へ参入したことは、禪宗と顕密仏教との間で仏体系上の「棲み分け」であつたと指摘するが^(二九)、これを受けて細川氏は、祈禱においても禪宗は顕密仏教の手薄な部分を担当したとし、足利義持期以降は、伝奏奉書によつて顕密寺院に命じられた変異祈禱はごくわずかであつたとする^(三〇)。これに対し私見では、祈雨儀礼の場合、顕密寺院のものでも禪宗寺院のものでも、それぞれ雨が降るまでに行われる様々な儀礼の一つであつて、棲み分けがあるというよりは、儀礼を命じる側にとつては「相互補完」し合うものであつたと考えている。また、変異祈禱全体ではわからないが、少なくとも祈雨・止雨では、顕密寺院も義持期以降であつても前時代に引き続いて水天供などの儀礼を実施し

続けていることは明らかであるから、「棲み分け」があつたとはいえられない。

それでは、以下で相国寺と南禅寺の祈雨事例を紹介し、その内容について検討した上で、実態について述べていくことにしよう。

(一) 相国寺の祈雨

応永九年(一四〇二)の祈雨事例を初見として、以後に見られるようになった禪宗・京都五山の祈雨であるが、この年の事例から考えて、祈雨奉幣や密教諸門跡による祈雨といった従来のあらゆる祈雨が成功しなかったために、足利義満が先例もなく相国寺に祈雨させたものが、その後ある程度定着したのではないかと推定される。以下の史料は今谷明氏がその著書で言及しているものであるが、重要であるためここでも掲示する^(三一)。

【史料 『吉田家日次記』(兼敦朝臣記) 応永九年(一四〇二) 七月七日条、十日条、廿五日条】

七日、戊子、天晴、(中略) 今日被^{早良被行云云}レ発^{早良被行云云}二遣^{早良被行云云}祈雨奉幣使^{早良被行云云}、去

月廿六日雖^{早良被行云云}レ被^{早良被行云云}レ行之、無^{早良被行云云}二其^{早良被行云云}驗^{早良被行云云}、刺^{早良被行云云}神馬以下相違事共

北山殿被^{早良被行云云}レ聞^{早良被行云云}二食^{早良被行云云}之一、重有^{早良被行云云}二沙汰^{早良被行云云}一、可^{早良被行云云}レ然事也、上卿藤中納

言、(資衡卿)奉行藏人右少弁定頭、宣命草文章博士長遠

朝臣、大内記長頼等、依_レ為_二輕服_一右大弁資家朝臣令_二草進_一云々、

丹生使 從五位上行権大副大中臣朝臣基親

貴布祢使正六位上笠朝臣国雨（此使事本官詔戸師定役也、此姓不_レ可_レ然歟、而去夕急可_二注進_一之旨被_レ仰之間、久国、行嗣合注進云々、奇怪、）

（宣命略）

伝聞、自_二朔日_一被_レ行_二水天供_一、阿闍梨小野、広沢各七人云々、

小野 宗助僧正 賢快、 隆源、 通賢、 超济

、 三宝院、 満濟、 勸修寺、

広沢 下河原宮 大覚寺宮 守融僧正 禅守僧正 俊尊

、 実意、 守快、

此外御室令_レ修_二請雨經護摩_一給云々、

十日、辛卯、天晴、云_二奉幣_一、云_二水天供_一、無_二効驗_一、草民失_レ色、

雖_二陰雲之瑞_一、更無_二降雨之実_一、内典諸流之御祈無_二其驗_一之由、頗有_二沙汰_一、或説、北山殿被_レ仰_二相国寺僧衆_一、已諸門跡之懇丹無_二効驗_一、禅侶祈念_二巨覃歟、若有_二靈瑞_一者、可_レ為_二高名_一者、以_二彼寺中_一、清撰百口、

六月二十六日に行われた祈雨二社奉幣が、神馬などの準備に関する間違いを足利義満に指摘されたことで七月七日に再度行い、また、真言宗小野・広沢の両流派は合同で水天供を行ったが、十日になっても天気は晴れで効験がなかったため、二十五日になつて義満が相国寺の僧侶に命じて祈雨させ、翌日に雨が降つたという。これが以上の史料のおおまかな内容である。ここで注目すべき点は、相国寺の僧侶に「靈瑞」がある、つまり、雨を降らすことができれば、諸門跡の祈雨でもできなかったことであるため、「高名」をなすだろうと義満が述べていることである。このようにして禅宗・京都五山の祈雨（止雨）は始められたのであるが、義満の意向によって、先例にない祈雨・止雨儀礼が創始されたことは明らかであろう。

（二）南禅寺の祈雨失敗

次に南禅寺の祈雨事例について見ていきたい。応永十四年（一四〇七）七月の祈雨で南禅寺は効験を得られなかったことを理

由として、儀礼を停止されてしまい、代わりに天龍寺が祈雨を行うことになったことが以下の史料からわかる。

【史料 『応永十四年曆日記』応永十四年七月六日条、七日条、

十日条】

六日、戊午、南禪寺祈雨被_レ留之、失_三面目_一、無_三其驗_一之故云々、自_二今日_一天龍寺被_レ仰之云々、

七日、己未、陰、至_二于今日_一南禪寺無_レ驗、仏舍利載_二篠舟

一雖_レ浮_レ池、風吹返之無_二納受_一云々、

十日、壬戌、陰、大夕立、雷落、神泉洒掃始、今日東寺人夫、

東寺奉行、

この史料は、五山の頂点に位置する南禪寺が効験を得られず祈雨に失敗し、「面目」を失うという異例の事態を示しているが、この様な事例は京都五山の場合、これ以外に見付けられなかった。そのため、極めて稀な事態というべきで、儀礼の効果が無い場合にその当事者はかなりの責任を負ったことが予想される。例えば、東密における祈雨は請雨経法や孔雀経法といった「秘法」を伝授しているという宗教上・教理上の理由で重要であるため、その失敗はかなりの重大事件である。

これに対し、禅宗における祈雨失敗はそれほど深刻であったとは思えないのであって、祈雨の失敗という同じ事態でもかな

り異質なものであることに留意すべきである(三三)。その上、この『応永十四年曆日記』は、真言僧の隆源による『八幡宮愛染王御修法雜記』の紙背に書かれたものであり、記者は不明であるが、本人ないしその関係者ではないかと推測される(三三)。つまり、禅宗とは直接関係のない者が南禪寺の祈雨失敗について評価した文章なのであって、実際に「面目」を失ったかは定かではないといわざるを得ない。そこで考慮しなければならないのは、「他宗」に対する意識であろう。古代以来、国家的な祈雨儀礼を仏教においてほぼ独占的に担ってきたのは、密教の真言宗(東密)であることは疑いようのないことである。そのような立場にとつて幕府が命じる禅宗の祈雨(止雨)は、自らと競合する存在であり、その祈雨失敗を喜ぶような感情も不思議ではないはずである。ただ、これはあくまで儀礼を命じられる側の考えである。つまり、儀礼を命じる側にとつては、顕密も禅も言わば儀礼を行わせる「選択肢」なのであって、祈雨が成功するまでに様々な儀礼を行わせることで、その不成功を補い合う「相互補充」的な存在なのである。

最後に、応永十四年(一四〇七)以降で南禪寺祈雨の事例として具体的にわかるものについて見ておきたい。それは、応永二十五年(一四一八)四月二十九日の「三百卅三人行観音懺法」で

ある。

【史料 『看聞日記』 応永二十五年四月二十九日条】

廿九日、小雨麗、廳晴、今日南禅寺為_二祈雨_一以_三三百卅三人
一行_二觀音懺法_一云々、炎旱民愁迫喉云々、

しかしながら、「諸寺」や「諸五山」に祈雨が命じられた場合には南禅寺も含まれていたものと考えられており(三三)、このことも南禅寺が京都五山の祈雨の中心ではないにしても、「面目」を失うほどの事態には遭っていないことの傍証になるのではないだろうか。

また、前節で留保した禅宗の祈雨・止雨を「国家的儀礼」とみなしうるのかについては、細川武稔氏の主張が的確であると考ええる。氏によれば、禅宗の祈禱は、顕密と同じ意味では「国家的」なものともみならず、「私的」なものとする 것도できず、幕府は、朝廷による祈禱の「公的」・「国家的」な面を継承し、独自の祈禱システムの構築と両立させようとしたとしている(三五)。つまり、京都五山の祈雨・止雨は「国家的儀礼」の要素を十分に保持しているといえよう。

第三節 儀礼の費用とその調達

ここでは儀礼費用がどのように調達され支出されていたのかを明らかにしておきたい。これは本稿における儀礼の実態に対する重要な視点である。なお、鎌倉時代までの儀礼費用については、「国家財政」の研究で既に言及されており、その先行研究に多くを負っていることを断っておく。以下、室町期までの儀礼費用について時代順に見ていく。

古代、具体的には、平安時代の儀礼費用に言及する先行研究としては、大津透氏の論文がある(三六)。それによると、平安時代の経費確保は、恒例行事の場合、調庸のほか、中男作物・交易雑物・年料米の年輪額の十分の一(のちに十分の二)を別納させる「正蔵率分制」、宮中仏事などの費用を恒常的に諸国に賦課した「永宣旨料物制」、年料の進納状況が悪い国から行事ごとに当年あるいは明年の年料として行事費用を大蔵省・大炊寮が調達する「年料切下文」、特定官司に諸国から直接納入させる「料国制」があり、臨時行事では、行事所・蔵人所が随時諸国に賦課した「臨時召物制」であったとされる。祈雨・止雨儀礼は、一般には臨時行事と考えられるが、大津氏のいう「臨時行事」は、「大きな支出」のある臨時行事で、例として天皇の賀茂社行幸が検討されているが、氏の別の論文(三七)では大嘗祭も例示されていることから、これらと同規模以上の臨時行事は、氏のいう「臨時行

事」とみなしてもよさそうである。そして、祈雨・止雨二社奉幣は恒例行事の経費確保方式である率分・年料制に分類されている。

【史料 『江家次第』第十二 神事 祈雨止雨奉幣条】

祈雨・止雨奉幣（二社、）

上卿著二仗座一、

藏人仰下祈雨若止雨奉幣日時、可レ令二勘申一由上、上卿使可レ尋二問社数并使誰人乎由一、或以二藏人二為レ使之故也、

上卿移二著外座一、（令二官人敷レ軾、）召レ弁仰下可レ令二勘申日時一由上、 弁進二日時一、

上卿召二外記管一入レ之、付二殿上弁若藏人一令二内覧・奏聞一、（不レ起レ座、）被二返下二之後給二外記一、（乍レ入レ管給レ之、）

又仰下外記可レ令レ進二神祇官差文一由上、（若以二藏人二為レ使時、唯差二進神部一、仍無二使差文一、）

召二内記一仰レ可レ草二進宣命一、
外記進二差文一、（毎レ社神祇六位官人一人、神部一人、）

上卿見レ之返給、（仰二可レ度レ官由一、近代不レ覧二上卿一、）
弁進二神祇官幣料請文一、

上卿見レ之返給、（或奏レ之、然而依レ用二年料物一、不レ可レ奏敷、）

五色繩各五尺 生絹各五尺（以上、入レ管匹、）

絲二絢 綿二屯 木綿二斤 麻弔斤

調布肆段 薦伍枚 枋弔枝

衛士二人 黒毛馬一匹（止雨時用二赤毛一、）

弁下レ史令レ成二宣旨十枚一、

書宣旨五枚、

一枚（下二年料一、） 一枚（下二左衛門一、衛士一人事、）

一枚（右衛門同レ上、） 一枚（下二左馬一、黒毛馬一匹、）

一枚（下二右馬一、同レ上、）

小宣旨三枚、

一枚（下二木工寮一、枋二枚、） 一枚（下二宮内一、米五斗、

件米不レ入二請奏一、） 一枚（下二宮内一、薦五枚、）

国宣旨二枚、（使事、）

一枚（下二大和国一、丹生川上社、）

一枚（下二山城国一、貴布祢社、）

以上、各使一人、（從三人、） 神部一人

執幣者一人 赤毛御馬一匹

飼下一人

内記進二宣命一、（入レ管、）上卿見了、便令二内記内覧一、帰来後上卿令レ持二内記一、著二御所一付二藏人一奏聞、返給之後帰二仗座

一、給_レ内記_二令_二清書_二令_二内覧_二、并付_二御所_一奏聞如_レ元、
但今度聞_二御湯殿了由_一參進、

帰_二仗座_一召_二使於軾_一、一一給_二宣命_一如_レ恒、

先_レ是弁仰_レ史令_レ裏_二幣料_一、_レ於_二左衛門陣北座_一裏_レ之、_レ立
_二於外記門南北_一、_レ丹生料立_レ南、_レ貴布祢料立_レ北、_レ御馬同
立_二於其傍_一、

使退出、

若使申_二御馬_一者、以_二藏人_一奏聞、奏_二可_レ給由_一仰_二外記_一、
上卿退出、若以_二藏人_一為_レ使者、可_レ給_二所牒_一、仍不_レ成_二使宣
命_一、_レ藏人多用_二有官之者_一、_レ

行事之人小浴、_レ当日、_レ又可_レ忌_二穢惡_一事、

宣命事、_レ大内記不_レ參者、仰_二成業六位内記_一、若又不_レ參者、奏
_二事由_一可_レ令_二大業弁若成業外記_一作_レ之、若令_二弁官作_一者、其
草不_レ入_レ筥、副_レ笏進_レ之、上卿召_二外記筥_一入_レ之、令_二外記内
_二覧之_一、又令_レ持_二外記_一、付_二御所_一奏聞、清書之時、即給_二外
記_一令_二清書_一、更不_レ給_二作者弁_一、或説作者弁可_二内覧_一云、
隆俊説、然而依_二道方記_一、令_二外記内覧_一為_レ全云、_レ

以上は大津氏が言及している史料(三八)であるが、奉幣使が発
遣されるまでの手続きの詳細、関与する官職名、そして「五色
繩」以下の奉幣に必要な物品などが列記されている。そこに「用

二年料物」とあるため、祈雨・止雨奉幣の財源は、「正蔵率分制」、
あるいは「年料切下文」で徴収された「年料物」であったと認定
しているのであるが、妥当な見解だと思われる。また、この史
料からは二社奉幣に必要な黒毛馬(赤毛馬)を用意するのは左
右馬寮であったことがわかる。

次に、鎌倉時代における儀礼費用がどのようであったかにつ
いて見ていきたい。これについては、白川哲郎氏の論文(三九)が
参考になる。白川氏は、公事用途調達を臨時公事と恒例公事と
に分けて考察しているが、臨時公事の例として仁治元年(一二
四〇)七月八日の「祈雨経法」(請雨経法)を挙げ、それは諸国
に負担を割り当てる「諸国調進」という方法であったことを示
されている。

【史料 『平戸記』仁治元年(一二四〇)七月八日条】

八日庚午晴、自_二今日_一於_二神泉苑_一、被_レ始_二行請雨経法_一、
醍醐寺座主実賢勤修之、如_二御読経_一未_レ被_レ行、已及_二此法
一、希代事歟、其用途被_レ宛_レ召_二諸国_一、世以_二反唇_一、加賀
国分今朝沙汰進了、伴僧浄衣二領、_レ青色衣加_レ帯、納_二平袋
_一紺布五反也、沙汰遣_二頭弁許_一了、其後遣_二行事所_一、_レ藏
人所云々、_レ(以下略)

これは朝廷による祈雨・止雨儀礼費用について白川氏が言及

している史料であるが、加賀国に伴僧が着用する衣、仮屋に用いたと思われる布を沙汰していることがわかる。また、請雨経法に関しては、用途を諸司・諸国に準備させることの困難さ、実修期限の延長許可の困難さなどが先行研究で指摘されているが(四〇)、この他にも、請雨経法にかかる費用がある程度大きかったことも関係しているのではないかと思われる。文永十年(一二七三)の請雨経法の費用が以下の史料よりわかる。

【史料 『吉統記』文永十年(一二七三)七月十日条】

十日己丑火執 晴、自今日、於神泉苑、被行請雨経法、阿闍梨道実僧正(非長者也)、勤仕之、用途万余疋云々、一向藏人方沙汰、非官方沙汰云々、

(以下略)

詳細は不明ながら、この時期の請雨経法には、おそらく全体的な費用として、少なくとも「万余疋」、すなわち少なくとも一〇〇貫文の費用が必要であったようであり、その額は比較的大きいものと思われる。また、『平戸記』寛元二年(一二四四)六月廿一日条には「請雨経法可被始行云々、大国四ヶ国可済其用途云々」とあるように、その費用が令制の大国四ヶ国に課されるほどの規模であったことから、ある程度多額であったと推定されるのである。さらに、同じ密教祈雨儀礼の水天供の

費用も断片的ながらわかる。天福元年(一二三三)六月十七日に七壇水天供が行われたことを示す史料には、

【史料 『平戸記』天福元年(一二三三)六月十七日条】

(前略)

藏人兼嗣催之、自今日又被始行七壇水天供云々、阿闍梨并所課人々可尋記、藏人大輔奉行也、後聞、常住院大僧正(良尊)・東寺一長者(親嚴)・真乘院僧正(覺教)・上乘院僧正(良恵)・松殿僧正(道慶)・醍醐寺座主嚴(賢力)海法印、行嚴法印等勤仕、各於本坊行レ之、用途石見(土御門大納言)・伊賀(二条前中納言)・伊勢(知宗)・出雲、(新宰相)、此外賜任官功云々、尤不便云々、

とあり、水天供の費用は石見(令制の中国)・伊賀(同下国)・伊勢(同大国)・出雲(同中国)の四ヶ国に課して賄われ、それでも不足する分は成功によって捻出することになっていたようである。儀礼に要する総額は不明ながら、おそらく請雨経法の費用より少ないものと思われる。七壇水天供は、水天供の中では「中規模」な方であり(四一)、壇数の多い、より「大規模」なものであれば、費用も大きくなったことは当然であろう。

ここまで密教祈雨儀礼の費用について見てきたが、神祇に対する祈雨・止雨である祈雨・止雨二社奉幣の用途の一つ、神馬に

ついで見る。神馬を用意するのは、左右馬寮であったことは先に述べたが、これは鎌倉時代においても変わらなかったようである。ただ、文永四年（一二六七）五月十四日の祈雨奉幣の際の馬寮官人の行動は注目すべきと考える。

【史料 『吉統記』文永四年（一二六七）五月十七日条】

（前略）去祈雨奉幣、神馬不_レ引_二進社頭_一之由、被_二聞食_一、以外之次第也、可_レ尋_二沙汰_一之由被_二仰下_一、即書_二御教書_一、仰_二遣寮頭許_一了、且相_二尋奉行弁_一了、

神馬が奉獻されないことは「以ての外」、すなわち、とんでもないことであるとして、馬頭に照会しているが、その回答としては、

【史料 『吉統記』文永四年（一二六七）五月十八日条】

（前略）去祈雨奉幣神馬事、寮頭返事到来、寮官懈怠歟、可_レ有_二誠沙汰_一、於_二神馬_一者早可_二引進_一之由申_レ之、即奏_二聞此

子細_一、（以下略）

とあって、馬寮の官人が「懈怠」、つまり、怠慢があったためと説明している。このような神事に対する官人の態度は、とんでもないことであると糾弾されるのだが、おそらくそれがわかっていっても、馬を準備できなかったのかもしれないのである。それは、馬寮の準備する馬の供給源であった「諸牧馬貢進」が平

安中期ごろに衰えたことや^(四二)、以下の史料にあるように、

【史料 『吉統記』文永四年（一二六七）六月五日条】

（前略）左右馬寮神馬不_二引進_一、相_二尋寮官_一之処、自_二寮頭_一不_レ被_レ下之間、無力之由申、予数返問答、為_二深更_一之間、弥難_レ治、未明可_二沙汰出_一之由申、頗近例無_二其実_一云々、尤非_二公平_一歟、

「近例」では神馬引進は実態がなくなっている、つまり、準備しようにもできなかったことから推察されるように、この時期には、既に馬寮の力だけでは馬を準備することが不可能になりつつあったのである。このような状況でも、以後も祈雨・止雨奉幣は実施されていくが、それを助けたのは、幕府からの馬献上^(四三)であった可能性がある。ただ、十分な史料の裏付けが存在するわけではないので、ここではその可能性の指摘のみにとどめておきたい。

ここからは、室町期以降の祈雨・止雨奉幣の費用とその位置付けについて扱う。これについては、久水俊和氏の論文があり、そこでは室町時代における朝廷儀礼のうち、恒例公事の支出構造が明らかにされている^(四四)。また、この論文には恒例公事支出状況の一覧表があるが、それによると、祈雨（止雨）奉幣は、武家（室町殿）ではなく、公家（朝廷）からの出資であるとされて

いる。その理由は、『広光卿御教書案』において公家主体の支出の場合は特に記述がなく、武家請負の場合のみ「近代武家用脚也」とか「自武家被進之」と明記されること、支出額が小さいことであるとすると、逆に支出規模の大きい儀礼は武家が負担していたという。このことが事実ならば、祈雨・止雨奉幣は、財政的に幕府に依存することなく、朝廷が独自に命令して行っていたと推測することもできるのではないか。より具体的には、「公家」出資の儀礼は、一か国程度の国役で賄える財政的に小規模なものであったとされており、『広光卿御教書案』（町広光（一四四四・一五〇四）による蔵人方公事の御教書等の雛形集成）を例に恒例公事の支出状況を明らかにしている。以下に『広光卿御教書案』（四五）の「祈雨奉幣」条を挙げる。

【史料 『厩相広光卿御教書案』「祈雨奉幣事」条】

一、祈雨奉幣事（止雨同レ之、）

催条々、

一、日次事（被_二忿行_一之時不_レ及_レ尋_二風記_一兩三日之間被_レ行旨可_レ尋_レ之、）

一、上卿事、 一、弁事、 一、内記事（宣命、）

一、使事（以_二神祇官差文_一催_レ之直不_レ催_レ之、） 一、神馬

事（仰_二寮家_一、）

一、可_レ下_二知極臈兩局_一事、 一、幣料以下諸司下行事（可_レ付_二長橋局_一、）

御教書、

可_レ被_レ發_二遣祈雨奉幣使_一とも書_レ之云々、可_レ為_二所為_一也、

上卿_一今夕為_二祈雨_一可_レ有_二奉幣丹生貴舟社_一令_二奉行_一給_二者、

依

天氣言上如_レ件、謹言、

月日 權右少弁、奉

進上、中納言殿

上言上

臨_レ期無_レ人于領狀忽及_二闕如_一候、以_二別忠_一必可_レ下令_二

存知_二給上之由、殊其沙汰候也、重謹言、

弁_一今夕為_二祈雨_一可_レ有_二奉_二幣丹生貴舟社_一可_レ下令_二參陣_一給上

者、依

天氣執達如件、

月日 權右中弁

謹上 左大弁殿

内記_一今夕為_二祈雨_一可_レ有_二奉_二幣丹生貴舟社_一宣命任_レ例可_レ下

令_二草進_一給上者、依

天氣執達如_レ件、

月日 権……

謹上 大内記殿

ここには「近代武家用脚也」とか「自武家被進之」といった文
言は確認されず、奉幣に必要な物品から推定しても「大規模」な
支出となることは考えにくく、よって、公家主体の支出であつ
たという久水氏の指摘は首肯されよう。

これらの点から、祈雨（止雨）奉幣は、財政的に幕府に依存す
ることなく、朝廷が独自に行っていたと評価することができる
のではないかという推測を先に示したが、以下の史料によれば、
そうともいい切れないようで、儀礼を実質的に命じているとい
う点でも費用の面でも武家（室町幕府）の関与が多分にあつた
ことが推察される。

【史料 『親長卿記』文明十一年（一四七九）八月十四日条】

十四日、陰、勸修寺大納言示送云、就祈雨事有可申事

一、可参内云々、即参内、祈雨奉幣事、当時不叶、可被

レ獻丹生貴布禰、元長可申沙汰云々、隨又止雨祈雨事、

近代自武家被申之時被レ行歟、予云、大略近代為二此分

一、但不然之時有被レ行事、又云、於今度者非奉幣、

被レ獻神馬一計事、強非可申歟、誠非被申之限歟、帰

畢之後、仰遣右馬寮（三条頭中将実興朝臣）处、明日放

生会、馬部已下罷二下八幡了、明日事不レ可叶云々、其子
細申遣勤大了、暁天雷鳴雨下、甘雨也、

【史料 『後村上後円融御讓位惣用帳』応安四年（一三七二）永
徳二年（一三八二）後正月廿五日付】

端緒云
応安四年御讓位惣用帳

注進御讓位武家用途二千三百十貫文（応安四後三、）

（中略）

一貫文 止雨奉幣

（中略）

右注進如レ件、

永徳二年後正月廿五日

『親長卿記』に見られる「近代」がいつ頃を指すのかは、ここ
だけでは不明であるが、文明十一年（一四七九）の時点では、幕
府の依頼によって朝廷が儀礼を行っていたことが確実であると
いえる。つまり、文明十一年までの時点で、祈雨・止雨奉幣の命
令主体が公家（朝廷）から武家（室町幕府）へと変化したことが
窺えるのである。ただ、『後村上後円融御讓位惣用帳』（四）に見
られる止雨奉幣に対して「一貫文」というのはやや気になる所
である。それは、当時の神馬一頭の相場が三百疋、すなわち、三

貫文であったとされているためである(四七)。一貫文では馬一頭さえ用意できず、費用の一部を扶助するだけにしかなりえないため、残りは朝廷が何らかの形で捻出したものとも考えられるが、この史料にある「止雨奉幣」は、霖雨や洪水の改善を祈る止雨奉幣ではなくて、即位(讓位)や行幸、内裏新造などの際に、あらかじめ「晴を祈る」ものとしての「止雨奉幣」と考えるべきかもしれない。ただ、管見の限りでは、実際にそのような「止雨奉幣」は一例のみ確認されているだけで(四八)、即座に断定することは難しいが、まったく存在しないわけではないため、あらかじめ「晴を祈る」ものとしての「止雨奉幣」と考えても差し支えないだろう。したがって、先の『広光卿御教書案』の記述から読み取れたことから、やはり祈雨・止雨奉幣は武家による費用の一部扶助はあり得るものの、基本的に朝廷主体の支出と見るべきであろう。

以下の史料は、足利義教期の止雨奉幣に関するものである。

【史料 『満濟准后日記』永享二年(一四三〇)九月十日条】

十日、晴、今日止雨、奉幣被_レ行_レ之云々、自_二將軍_一申_二御沙汰_一云々、(以下略)

この史料を見る限りでは、永享二年(一四三〇)時点では、將軍(義教)が奉幣を命じていることがわかる。つまり、先の『親

長卿記』にあった「近代」は、少なくとも、そこから約五十年遡った時点までは含まれているものとしてよいのではないか。このように考えれば、祈雨・止雨奉幣の命令の主体は、永享年間には既に朝廷から武家(將軍・室町殿)に移っていたと見るべきであろう。では、それ以前はどうであったかというと、足利義満などは神祇・神道に対して消極的・否定的であったという評価(四九)や、仏教・陰陽道に対して積極的に祈禱させていた様子から、直接命じることにはなかったものと見られる。また、義満と義教の間の義持期については、以下の史料が参考になる。

【史料 『兼宣公記』応永三十年(一四三三)八月十日条】

十日、戊午、雨下為_二室町殿御使_一裏松中納言入来、伝仰云、有_二諸方洪水_一聽、被_レ行_二止雨奉幣_一之由、可_二申入_一云々、則_二申入_一仙洞_一之処、頭弁可_レ申_二沙汰_一云々、(以下略)

要するに、「室町殿」である義持が自ら奉幣を命じているわけではなく、「仙洞」である後小松上皇に「申入」れた上で、奉幣が行われているのである。義教期ほどではないが、奉幣の実施に間接的に関わっていたことは明らかであろう。

祈雨・止雨奉幣は、その費用に関しては、先に触れた久水氏の論文にある指摘と併せて考えると、氏のいう通り朝廷が主体の

支出だったのであり、命令系統に関しては、將軍個人の信仰や儀礼に対する感情はあるだろうが、義満期から義教期にかけて徐々に將軍（室町殿）の関与が強まっていったことが明らかになった。

第二章 祈雨・止雨儀礼に見られる信仰と場

祈雨・止雨儀礼に見られる信仰は実に多様なように見えるが、実はそのほとんどが「龍」への信仰に収斂すると思われる。また、儀礼が行われる場について分析することで、実施された儀礼の内容により深く迫ることができるのではないか。本章は以上のことについて検討する。

第一節 「龍」と密教的尊格への信仰

本節では、祈雨・止雨儀礼において祈願の対象となった「龍」や密教的尊格の性格およびその信仰の様相について述べる。まずは龍についてであるが、当時の「龍」には、黒田日出男氏が分類したように、陰陽道的な「中国の龍」、「仏教の龍」、そし

て「土着ないし在来の神々」たる「オロチ・大蛇」のイメージがあり、それぞれの形で姿を現すものの、複雑に絡まり合つて「日本」の龍」のイメージとなつていたとする^(五〇)。

それでは、祈雨・止雨に関係するのは、上記のどの「龍」なのであろうか。結論を先取りすることになるが、第一章第一節で言及した『夕拝備急至要抄』に見られる陰陽道祭祀の五龍祭、神泉苑の請雨経法（善如龍王）、醍醐清瀧御読経（清瀧権現）、祈雨止雨奉幣（丹生川上社・貴船社の祭神）などからわかるように、その全てが関係していたといえるのである。以下、それぞれについて順に見ていこう。

まず、丹生川上社・貴船社の祭神であるが、『二十二社註式』には以下のようにある。

【史料 『二十二社註式』丹生社・貴布祢】

丹生社。〈号^二雨師社^一。延喜神祇式云。大和国吉野郡丹生川上神社。〉

水神罔象女神。〈伊弉冉尊化生也。或云^二閻羅^一。〉（中略）

使。神祇六位官一人。幣一前。

貴布祢〈当社与^二丹生^一同^レ之。延喜神祇式云。山城国愛宕郡貴布祢神社。〉

水神罔象女神也。（以下略）

この史料は貴船社の祭神の性格を検討した三浦俊介氏によって既に言及されており、三浦氏は、神名「罔象」の和語「みつは」に語義に定説はないとしながらも、漢籍をあたって漢語としての「罔象」に「竜に近い」、「水生の怪物」の意味があることを指摘している。また「閻竈」についても、「竈」の和訓「おかみ」に「竜蛇神」の意味があることを明らかにしている(五二)。

要するに、二社の祭神は「龍」の性格を持つ「水神」だったのである。

次に、密教の「龍」である善如龍王と清瀧権現の性格について論じる。神泉苑の請雨経法に登場する善如龍王と醍醐寺の鎮守清瀧権現、室生龍穴の龍が異名同体の存在であることなどは、既に、藪元晶氏とステイブン・トレンソン氏によってその性格は論じられているので(五三)、あまり付け加えることはないが、清瀧権現の当初の性格について津田徹英氏の興味深い指摘があるので、それについて検討してみたい(五三)。津田氏によれば、寛治三年(一〇八九)に社殿が造営された以前は、清瀧神(清瀧権現)は「巨石崇拜」であったという。その根拠は、醍醐寺十八台座主義演編の『下清瀧遷座類聚』所収の『水左記』逸文で、寛治二年(一〇八八)十一月十八日条に「此明神者観音垂迹也、本宮者笠取向大石也」とあり、文治二年(一一八六)に慶延がまとめ

た『醍醐寺雑事記』卷二に「清瀧大明神者在本宮巖數十丈之上而明々放光云々」とあることによる。要するに、清瀧神は巨石に影向する神であったというのである。藪氏・トレンソン氏は、清瀧権現の当初の性格についてそれぞれ主張を展開しているが、津田氏の指摘するような「巨石崇拜」にはほとんど注目されなかったように思われる(五四)。しかしながら、津田氏の示した根拠は実に説得的であり、本稿はこれに従いたい。そうだとすれば、清涼権現は、当初「龍」の性格を持っていたとはいえず、ここで祈雨のために孔雀経御読経が行われ、その「龍」信仰が何らかの形で持ち込まれたと見るべきではないだろうか。このあたりは、祈雨・止雨儀礼というより密教の複雑な信仰世界に関わることであり、これ以上の検討は本稿の趣旨からずれていくため、ひとまずここまでとする。

次に、陰陽道の「龍」について述べる。これは主に神泉苑で行われた五龍祭という陰陽道祭祀に登場する「龍」がその対象になる。ただ、この儀礼は鎌倉時代を最後に行われなくなっており、史料も乏しく、具体的な儀礼内容は、トレンソン氏が指摘した史料からわかる程度である。それによると、神泉苑の池の東端に青幕を四方に張り、陰陽師が五方に座り、柳で作られた龍に供物を供え、その龍に水をそそぐもので、式盤も使用された

という(五五)。そして、その淵源は古代中国にまで遡り(五六)、李氏朝鮮でも行われていたようである(五七)。古代中国の陰陽・五行に基づく儀礼であるため、中国や朝鮮でもそのような儀礼が行われたのは当然ともいえるが、五龍祭は、その名称からわかるように、四方と中央にそれぞれ色を当てはめて五龍とし、その「龍」に祈るものであった。

以上、様々な「龍」について見てきたが、本節の最後に、その本地仏について確認しておきたい。丹生川上社・貴船社の祭神の本地は以下の史料によって知られる。

【史料 『二十二社并本地』】

二十二社〈并本地〉

伊勢。〈聖観音。〉 八幡。〈釈迦。〉

賀茂。〈御祖社^{ミソノヤ}釈迦。〉 松尾。〈釈迦。〉

平野。〈二殿大日。二殿聖観音。三殿地藏。四殿不動。〉

稻荷。〈下社大宮如意輪。命婦文殊。田中不動。中社千手。

上社十一面。〉

春日。〈一殿不空羂索観音。二殿薬師。三殿地藏。四殿十一面。〉

中七社。

大原野。〈春日。〉

大神。^ホ〈大日。聖観音。〉

石上。^{イソノカミ}〈十一面。文殊。不動。〉

大和。^{ヤマト}〈二宮弥勒。二宮薬師。三宮聖観音。〉

広瀬。〈大宮聖観音。〉 龍田。〈釈迦三尊。〉

住吉。〈二神薬師。二神阿弥陀。三神大日。四神聖観音。〉

下八社。

日吉。〈大宮釈迦。二宮薬師。〉

梅宮。〈一殿如意輪。二殿聖観音。三殿不空羂索。四殿信

相菩薩。〉

吉田。〈同春日。〉

広田。〈一殿聖観音。二殿阿弥陀。三殿高貴徳王大菩薩。

四殿阿弥陀。五殿薬師。〉

祇園。〈天王薬師。波利女十一面。八大王子八字文殊。〉

北野。〈十一面。〉 丹生。〈薬師。〉 貴船。〈不動。〉

已上廿二社。

前伯三位仰吉田宮神主注レ之

嘉暦三年十一月十五日

丹生は薬師如来、貴船は不動明王が本地仏とされているようだが、トレンソン氏が論証したように、不動は請雨経法に関する尊格であり(五八)、そういうことが意識されて本地仏にあてられたのかもしれない。ただ、平野社の四殿も不動を本地仏とし

ており、実際には不明である。

また、前述の清瀧権現の本地仏は如意輪・准胝観音とされている(五九)。これについては、本節の趣旨から離れるため、そういう言説があつたという事実を示すのみにしたい。

以上のように、丹生川上・貴船の祭神にしても、修法や読経法会で供養される尊格にしても、陰陽道祭祀にしても、その祈りの対象が「龍」の性格を有していたことは間違いないことである。祈雨儀礼を神祇・仏教・陰陽道のいずれの方法で行ったこととしても、その背後には「龍」への信仰があつたといえるのである。

第二節 神祇中心の止雨儀礼

古代以来、止雨儀礼は行われてきたが、その内容・性格を具体的に考察したものはほとんどない(六〇)。では、中世後期においてどのような止雨儀礼が行われていたのであるうか。以下の史料は南北朝期のものであるが、その時期において比較的近年行われたものがまとめられている。

【史料 『師守記』貞和三年(一三四七)六月三日条】

三日甲戌、陰晴不定、時々小雨降、申刻雷鳴、

今日東西井被_レ替之、今日自_二殿下_一為_二周防前司仲経奉書、

(二系良基)

被_レ尋_二仰家君_一云、□雨御祈、被_レ行_二社奉幣外_一、被_レ行

他御祈近例、聊御不審候、可_レ□_レ勘_二注進_一之由、内々沙

汰也云々、則被_レ注_二進_一□_一、注_レ裏、

同事為_二藏人大進俊冬奉行_一、自_二殿下_一被_二尋仰_一之間、為_二

仲経奉行_一、只今被_二尋下_一之間、□注進之由、有_二御返事

一、

(前書) 今日於_二鞍馬寺_一被_二供養_一、供_二養毘沙門_一、

□□□州□□松公文安堵申次、且式貫被_二沙汰_一、

三日

(後書) 霖雨時被_レ行_二社奉幣他_一御祈例

建久元年八月廿八日、依_二止雨_一被_レ立_二社奉幣使_一、

〈伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、日

吉、祇園、北野、〉

正治元年九月廿日、被_レ立_二社奉幣使_一、〈伊勢、石

清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、梅宮、北野、丹生、

貴布祢、〉依_二止雨_一御祈也、

廿三日、被_レ定_二東大・延暦・興福寺御読経事_一、是為

止雨御祈_一、自_二来廿六日_一限_二三箇日_一、各以_二十口

僧_一、依_レ可_レ令_レ転_二読仁王経_一也、是兼日有_二軒廊_一□藏

人所御卜_一、

(并)

曆仁^(五)□年六月八日、依霖雨御祈^一有^二免者^一事、

廿八日、被^レ登^二遣止雨御祈六社奉幣使^一、〈伊勢、平野、稻荷、吉田、日吉、祇園、北野〉是去十八日、依霖雨^一被^レ行^二軒廊御卜^一之故也、

延応元年六月廿^五日、依霖雨御祈^一、於^二東大、興福、延暦三箇寺^一有^二御読経^一事、廿八日、被^レ立^二諸社奉幣使^一、〈伊勢、平野、稻荷、吉田、祇園、北野〉是去十八日、依霖雨^一被^レ行^二軒廊御卜^一、方角神社也、建久二年六月十六日、依止雨^一、被^レ行^二十社奉幣使^一、〈伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、大原野、日吉、祇園、北野〉先被^レ定^二日時^一・使等^一、是去十日、依^二

霖雨^一被^レ行^二軒廊御卜^一之故也、

文永七年四月廿九日、依霖雨御祈、被^レ立^二石清水以下八社奉幣使^一、成^レ崇方角社也、先被^レ定^二日時^一・使^一、又自去廿五日^一被^レ始^二五壇法^一歟、是依霖雨^一被^レ行^二軒廊御卜^一之故也、

弘安十年五月廿四日、被^レ立^二伊勢以下八社奉幣使^一、〈伊勢、石清水、松尾、稻荷、大原野、住吉、梅宮、祇園〉依霖雨^一被^レ行^二御卜^一、成^レ崇方角社也、

此外以往例猶^二存在^一之、

右随^二所見^一粗注進如^レ件、

六月三日

大外記中原師^(五)

ここでは、「霖雨御祈」、すなわち止雨祈禱の場合において、二社奉幣以外の事例を二条良基が外記に注進させており、その事例が列挙されているが、これは止雨儀礼においては二社奉幣が「基本」であるという認識があった、あるいはそれ以外の対応策が「先例」として確立されるには至らなかったためと考えられる。二社奉幣以外のものは、神祇の場合、丹生川上・貴船を含む、あるいは含まない二十二社から選ばれた諸社奉幣であるが、奉幣の対象となる諸社は、霖雨の崇りを成す神と軒廊御卜で判断された神社であった。また、仏教による場合では、文永七年（一二七〇）四月廿九日に行われた密教修法の五壇法と、東大寺・興福寺・延暦寺といった顕密仏教の権門寺院による読経法会があった。その他、暦仁元年（一一三八）六月八日の「免者」は、儒教的な徳政による止雨の例であると推定される。これより少し後の史料でも、止雨儀礼として止雨奉幣以外にどのような祈禱をなすべきか迷っていたことがわかる。

【史料 『園太暦』延文元年（一一三五）八月廿三日条】

廿三日、天晴、雨、但自^(六)晚頭^一雲庸、抑頭弁時光朝臣送^二

消息一、条々有^レ被^レ尋事一、問答続^レ左、(中略)

抑此間雨以外候歟、止雨奉幣一昨日被^レ行候き、然而雨脚

于今不^レ止候、無^二正体一候、奉幣外猶可^レ被^二祈禱一

事何事候哉、先例不^レ審候、示奉可^レ申^二沙汰一、

(以下略)

以上、二つの史料にはそれぞれ「不審候」とあるが、二条良基や『園太暦』の記者である洞院公賢のような公事の先例に精通したと考えられる人物がこのような状態なのであるから、南北朝の廷臣たちにとって、朝廷の止雨儀礼としては、止雨奉幣以外はほとんど考えられなかったのだろう。

このことは、朝廷や幕府に仏教寺院が止雨を命じられた際の状況を見ても納得できるものかと思われる。

【史料 『門葉記』勤行法四 諸尊別法】

如意輪

無動寺

嘉禎四年七月六日、於^二本坊一為^二止雨御祈一被^レ修^レ之、(奉行蔵人、次官頭嗣、)

助修

支度如^レ常、用途被^レ召^二功人一了、増全任^二法橋一了、

止雨法先例不分明之間、被^レ申^二合康楽寺僧正一之処、可^レ為^二

如意輪法一之由、被^レ計申之間、被^レ修^二此法一、

これは嘉禎四年(一一三三)に第七十七代天台座主慈源が「止雨御祈」として「如意輪法」を行ったものであるが、その際に「止雨法」の「先例」が「不分明」であったため、康楽寺僧正(慈賢)に相談したということであるが、これは鎌倉期の台密には「先例」たりえる「止雨法」がすぐには思い当たらなかったことを示しているのではないか。

また、室町期においてもその状況は同様であったと思われる。

【史料 『満濟准后日記』正長二年(一四二九)六月二日、三日

二日。(雨)自^二午初二天晴。今日出京。細川右京大夫来

臨。愛染護摩日中初夜用手代了。自^二明日一(三日)。止雨

御祈可^レ令^二勤修一之旨。自^二勸修寺中納言経成卿方一。以^二御

教書一申入。

三日。(晴)既晴天之上ハ止雨御祈先可^レ閣之。若降^レ雨ハ

雖^二何時一可^二始行一之旨。重又以^二御教書一奉行黄門触^二申入一了。請文直被^レ遣了。自^二西初一又降雨。仍愛染供始行了。

宝池院同前。止雨御祈先例不分明。以^二口伝一沙汰也。(以下

略)

勸修寺経成を通じて「止雨御祈」が命じられ、「愛染護摩」を

おこなったが、「先例」は「不分明」だとして、「口伝」に基づいて行ったことがわかる。応永三十三年（一四二六）にも「止雨御祈」として「愛染護摩」を勤修しているが、この時には「先例」についての言及はない。おそらく、正長二年の例は応永三十三年の例（六二）を参考にしたのではないかと思われるが、これも一度だけ実施されたものでしかなかったため、「先例」といえるほどのものはなかったであろう。

以上より、止雨儀礼においては、神祇による止雨奉幣が中心で、仏教による儀礼はあくまで「例外」的なものであったといえるよう。これは、祈雨儀礼において、請雨経法や水天供などの密教修法が盛んに行われたことと対照的である。孔雀経法は止雨儀礼として実施することは可能であったとされるが（六二）、管見では行われた記録はなく、おそらく一度も止雨の目的で実施されなかったと思われる（六三）。ただ、東大寺・興福寺・延暦寺などで止雨の読経法会が行われていたことは注目すべきことで、これが後の儀礼の変化に関わっていることをここでは述べておきたい。

第三節 儀礼の場―奉幣・修法・読経法会―

本節では儀礼が行われた場に注目し、まず、奉幣使の場合について見ていきたい。

久水俊和氏は、以下の二条良基が応永四年（一三七二）の神祇官再建の際に出した史料を根拠に、室町期の奉幣は内野の神祇官から発遣されていたと指摘している（六四）。

【史料】「後普光園院撰政良基（二条）奏状」（『砂巖』二、所収）

一、神祇官者、神宮以下諸社官幣発遣之地也、就レ中有二朝家重事一_レ時、神祇輩参_レ籠本宮一_レ令_レ懇祈一_レ者、歴代之通規、明時之嘉模也、而八神殿悉破壊、大略無_レ其形一_レ歟、匪_レ啻廢_レ神道尊崇之礼一、剩以失_レ祠官祈謝之便一、然者急速被_レ造立一之条、偏是神事興行之最、可_レ為_レ王化太平之基一、先規以_レ左衛門府一_レ令_レ守_レ神祇官一云々、造替之後被_レ触_レ檢非違使一、且被_レ仰_レ武家一被_レ守護一歟事、

この史料の傍線部からわかるが、久水氏の指摘のように、神祇官が奉幣使発遣の場となっていたことが確認される。

それでは、祈雨・止雨奉幣の場合どうか。以下の史料は鎌倉期のものであるが、参考になると思われる。

【史料】『勘仲記』弘安十年（一二八七）五月廿四日条】

廿四日、甲寅、雨降、参院、奏事、帰_二参内裏_一、今日依_二霖

雨_一御祈事、成_レ■_■方角神太神宮已_レ下被_レ発遣一、八社奉幣頼

藤奉行、於^三神祇官^一被^二發遣^一、上卿^一、弁^一、伊勢幣^一有^二御拜^一、出御、所^三祇候^一也、

止雨を目的として伊勢神宮以下八社に奉幣使が發遣されたことがわかるが、これも神祇官から發遣されている。二社奉幣發遣の場を特定できる史料は、平安時代のものしかなく判然としないが(六五)、おそらくこれと同様に、神祇官から發遣されたと見てよいのかもしれない。ただ、少し気になるのは、久水氏も引用した以下の史料の存在である。

【史料 『後慈眼院雜筆』(『九条家歴世記録』三、所収) 文龜元年(一一五〇) 七月六日条】

御即位条々

一、由奉幣事、神祇官造立当時難^レ叶之間、發遣之儀可^レ為^二如何^一哉、以^二准抛之例^一、自^二禁中^一可^レ被^レ奉^レ遣歟、爰康^一保度雖^レ無^二行幸^一、於^二幣裏^一者、於^二八省^一有^レ之^{云々}、然者本官構^二幄屋^一可^二發遣^一歟、若猶里内立^二仮屋^一可^レ有^二幣裏^一哉否事、自建礼門前以奉遣之准抛、^二收准抛之例^一、^三禁中^一可^レ有^二發遣之儀^一、有^二何事^一哉、兼又就^レ無^二大極殿及太政官庁等^一、於^二里内^一被^レ行^二大礼^一之上者之条、又至^レ無^二小安殿并神祇官^一者、雖^レ為^二禁闕^一構^二仮屋^一而可^レ有^二幣裏事^一可^レ無^二異儀^一乎、

ここでは、神祇官の造立ができていないために、由奉幣發遣の場を神祇官に「幄屋」を構えてするか、それとも「里内」すなわち里内裏に「仮屋」を立ててするかで議論している。ここでは結論が記載されていないが、里内裏から奉幣使を發遣することも想定していた事実は重要であろう。管見の限りでは二社奉幣發遣の場が明記された史料は確認されていないが、当時の里内裏の門外から發遣された可能性は完全に否定できない(六六)。

次に、奉幣使を受ける側である丹生川上社と貴船社とが、中世後期にどのような状況であったのかという点について、両神社を支配下におさめていたそれぞれの権門寺社との関係を中心にして確認しておく。古代より一貫して祈雨・止雨を担う神社の地位にある丹生川上社と貴船社であるが、二十二社における地位は、前者が下から二番目、後者が最下位とかなり低かった。また、その地位の低さからすれば当然かもしれないが、前者は大和社の別宮、後者は上賀茂社の摂社(末社)であるとされている。中世の大和国は、興福寺・春日社の支配下にあり、丹生川上社神主の小川氏は、興福寺大乘院の坊人であり、春日社白人神人であった(六七)。また、貴船社の神主は上賀茂社家であり、その支配下にあったと考えられるが、上賀茂社の摂社であるか否かをめぐって江戸時代に何度か訴訟が行われたようである。そ

の結果はいずれも上賀茂社に有利なもので、貴船社が独立するのは明治時代になってからであったとされる(六八)。このように地位があまり高くない丹生川上・貴船の二社であるが、それでも、ほぼ中世末頃まで奉幣を受けたことは注目すべきことであると考える。

次に、修法および読経法会の場について確認する。南北朝期においてそれ以前から行われていた請雨経法や孔雀経法などの修法は、もはや行われなくなっていたが、請雨経法や孔雀経御読経が行われた神泉苑は、荒廃・汚穢に見舞われながらも、東寺が掃除したり、東寺僧が参詣したりすることで、祈雨儀礼の場として意味を失っていないかった。神泉苑については様々な先行研究があるが(六九)、ここでは、その汚穢と第一節で見た「龍」の関係について考えてみたい。

先に述べたように、善如龍王は、具体的には「清涼権現之御事」(七〇)に「且有^レ影^ニ向室生山^一、此事有^ニ由緒^一、奉^レ号^ニ善女龍王^一、^一とあることや、「^一山記」(七一)に「善如者即^一一守護諸仏教授也。此即醍醐寺青龍明神三所之内。中之一所是也。」とあることから、清涼権現および室生龍穴の龍と異名同体の存在であったことがわかっている。そして、「龍」には穢を嫌い、移動する性質があったことも知られる。

【史料 『古事談』第五、室生龍穴】

室生龍穴者善達龍王之所^レ居也。件龍王初住^ニ猿沢池^一。昔采女投^レ身之時。龍王避而住^ニ香山^一。(春日山南也。)件所下人棄^ニ死人^一。龍王亦避住^ニ室生穴^一。件所賢憬僧都所^ニ行出^一也。賢憬者修田僧都之師也。往年日对上人有^ニ龍王尊体拜見之志^一。入^ニ三件龍穴^一三四町計。黒闇而其後有^ニ青天^一所有^ニ一之宮^一。殿上人立^ニ其南砌^一見^レ之。懸^ニ珠簾^一光明照耀。有^ニ風吹一動^一珠簾一問。其隙伺^ニ見彼裏^一。玉机上置^ニ法花經一部^一。頃之有^ニ二人之気色^一。問云。何人来哉。上人答云。為^レ奉^レ拜^ニ見御体^一。上人日对所^ニ参入^一也。龍王云。於^ニ此所^一不^レ能^ニ奉^レ見^一。出^ニ此穴^一。其趾三町計可^ニ对^一面也。上人即如^レ本出^レ穴。於^ニ約束所^一着^ニ衣冠^一給。自^レ腰上出^レ自^ニ地中^一。上人拜^ニ見之^一。即消失了。日对件所立^レ社造^ニ立龍王体^一。于^レ今現在云々。祈雨之時。於^ニ二件社頭^一有^ニ読経等事^一云々。有^ニ感応^一之時。龍穴之上有^ニ黒雲^一。頃之件雲周^ニ遍天上^一有^ニ二降雨事^一云々。

この史料は既に先行研究(七二)でも言及されているが、龍穴の龍(善達龍王)は元々猿沢池に棲んでおり、それが香山(高山)、室生龍穴に移ったとするもので、いずれも穢を避けることであつた。それならば、善如龍王も神泉苑の穢を避けて醍醐寺清

涼宮に移動したと考えることもできるが、残念ながらそういう史料は見当たらない。ただ、『太平記』卷十二「神泉苑事」には、龍王が「他界」に移ったとか、汚穢の状況を「不快」に思っているだろうということが書かれており、

そして、このような「龍」の移動は、黒田日出男氏が御伽草子や寺社縁起を使って明らかにされたような地中の「穴道」によってなされた信じられていたのではない。黒田氏は様々な聖地が「穴道」でつながっていたとするが、その中には神泉苑も含まれている(七三)。もともと、醍醐清瀧宮や室生龍穴はそこで示されているわけではないが、そのように信じられていた可能性は高いと思われる。要するに、修法や読経法会の場合は、ほぼ同一といっても過言ではない。「龍」に対する信仰によって密接に結びついていたのである。

第三章 中世国家的祈雨・止雨儀礼の廃絶過程

ここからは、室町時代までに行われてきた祈雨・止雨儀礼が完全に崩壊・廃絶していく様子について具体的にみていく。また、「諸寺社」祈禱の成立から、近世朝廷の変異祈禱への過程に

ついて検討し、併せて朝廷儀礼の「復興」についても述べる。

第一節 応仁の乱と儀礼の変化

朝廷儀礼のあらゆるものが応仁の乱前後で廃絶するというように、大幅に変化したのが、当然のように祈雨・止雨儀礼も同様の道をたどった。

まず、神祇においては、応仁の乱以前は、祈雨・止雨ともに、基本的に丹生川上・貴船を対象とする二社奉幣が多かったと考えられる。つまり、単に「祈雨奉幣(止雨奉幣)」とある場合は、丹生川上・貴船の二社を指すと思われるのであり、そうでない場合には、「十社奉幣」などというように神社の数が明記された(七四)。

また、祈雨・止雨奉幣の方法は、その準備段階の作法も含めて、様々な儀式書に記されているものからほとんど変化しなかったものと思われる。例えば、第一章第三節で言及した『江家次第』卷第十二・神事・祈雨止雨奉幣には、儀式に必要な物品や実施内容が儀式書の中で最も詳細に記述されているが、『師守記』貞治三年(一三六四)六月九日条には、

【史料 『師守記』貞治三年(一三六四)六月九日条】

九日、辛丑、天陰、時々雨下、今日藏人右中弁嗣房申云、今

日可レ被レ発ニ遣止雨奉幣使一、例可レ被レ致ニ沙汰^{云々}、(中略)、

今夜被レ発ニ遣止雨ニ社奉幣使一、上卿権中納言藤原忠光卿^右

^{衛門督}・奉行職事藏人右中弁藤原嗣房(弁方兼行)・右大史高

橋秀職等参陣、六位外記不参、内記同不参之間、秀職勤代

^{云々}、宣命已下注レ裏、(中略)

九日、(中略)

今日可レ被レ発ニ遣止雨奉幣使一、任レ例可レ被レ致ニ沙汰一之状、
如レ件、

六月九日

四位大外記殿

右中弁^{副房判}

扱申、可レ被レ奉レ遣ニ止雨奉幣使於丹生川上并貴布祢一日時、

今月九日辛丑 時寅二点

貞治三年六月九日

権陰陽博士賀茂朝臣在音

(中略)

神祇官

勘申 止雨奉幣丹生・貴布祢兩社幣帛事

丹生河上社一前

貴布祢社一前

五色絹各壹疋

生絹壹疋

糸式句

綿式屯

木綿式斤

麻式斤

調布肆段

薦式枚

枳式支

赤馬式疋

右、依^三官 宣^一、所^三勘申^一如^レ件、

貞治三年六月九日

從五位下行権少祐齋部宿祢親有

從二位行伯資繼王

とあつて、「五色絹」以下の物品は全く変化しなかったということがわかる。その後の『康富記』嘉吉三年(一四四三)にも祈雨奉幣の記事があるが(七五)、祈雨・止雨の違いによる馬の毛色(祈雨は黒毛馬、止雨は白毛馬のちに赤馬)を除けば全く同じであり、時代が変わっても変化していなかったといえる。だが、このような「先例」通りの儀礼は以後実施が困難になっていく。

祈雨奉幣は、応仁の乱の最中では、文明四年(一四七二)、同七年(一四七五)の二度(文明四年は費用が用意できず中止)行われ、乱後は、文明十二年(一四八〇)、明応三年(一四九四)に行われたのみである。明応五年(一四九六)五月一日(三日)にも祈雨奉幣が行われたが、用脚が準備できず、丹生・貴船の二社に馬を献じるのみであった。また、乱後に止雨奉幣は行われた記録はない。

【史料 『親長卿記』文明四年(一四七二)五月二十九日条、六月四日条】

廿九日、晴、可レ参^(勸修寺教務)殿上^二之由、自^二新大納言許^一申之、即参

内、広橋大納言同伺候、近日炎旱以外也、祈雨奉幣事^(甘藷寺)元長

可レ申^二沙汰^一云々、可^二存知^一之由申之、丹生社事発遣之儀

如何、申云、南都通路無^二相違^一之上者不^レ可^レ苦云々、上卿

事奏聞、可^レ為^(庭田雅行)源中納言^一之由有^レ仰、予即罷向仰之、(可^レ

為^二来月五日^一之由有^レ仰、惣用事広橋大納言可^レ令^二催促^一

云々、(赤松沙汰御年貢内云々、)予退下、仰^二含元長^一令^レ書

御教書、(宿紙当時難^レ得之間、用^二白紙^一了、)仰^二兩局^一、

(外記師富、官晴富宿禰有^二敵陣^一、其儀雅久有^二当陣^一、官

方事奉行無^レ例事歟、)

(中略)

四日、晴、今夕廣垂相示送云、明日奉幣事無^二用脚^一、先可

被^二延引^一之由有^レ仰云々、共趣触^レ、

【史料 『御湯殿上日記』文明十二年(一四八〇)六月十四日条】

十四日。二てうとのよりさくの枝まいる。けふもむしはらひ

あり。きうのほうへいおこなはる。く人の下行なきによ

り。神めい^(神)はかりひかる。

以上から、丹生川上・貴船の二社奉幣は、応仁の乱の前後で費用が捻出できないなどの理由で、従来の形を維持することがで

きなくなっており、廃絶に向かっていたことがわかる。二社の片方である丹生川上社は「戦国の争乱で次第に衰退し、所在も不明になった」とされており(七六)、このことが二社奉幣を行うことができなくなった最大の要因であると思われる。また、文明十二年六月十四日の事例では、「く人」、すなわち奉幣使に付き従う「衛士」(七七)の下行がなく、神馬が奉納されるだけとなり、これに対して、宝徳三年(一四五二)六月の事例では、おそらく使は発遣されたものの、「幣物」や神馬などは付与されていない。

【史料 『康富記』宝徳三年(一四五二)八月十六日条】

(前略) 去六月祈雨奉幣、幣物御馬等不^レ付^二社家^一云々、依

兵衛九郎
レ之衛士欲^レ被^レ処^二重刑^一之間、逐電了、然間慥可^レ伝^二社家

一之由申付了、(以下略)

これらのことから、応仁の乱前でも、一五世紀中頃には使者を二社に発遣する奉幣形式の儀礼は既に崩壊しつつあったことが推定できる。そして、先行研究(七八)で指摘されていることではあるが、応仁の乱以前には將軍及び一部の守護から禁裏へ毎年十二月二十七日に十疋の馬が貢納されていたという。しかし、これも乱以後には廃絶してしまつたようである。かくして、奉幣の用途を調えることは極めて困難な状況に陥り、儀礼は廃絶

していったのであろう(七九)。

一五世紀以降の仏教による祈雨・止雨儀礼は、水天供が専ら実施されていた状況から、時代が下るにつれて「諸寺」による祈禱となる。密教による水天供廃絶は、トレンソン氏によれば、文安二年(一四四五)であるとされるが(八〇)、その結果として、史料には「祈禱」としか書かれず、具体的にどのような儀礼を行っているかわかりにくい。「諸寺」による祈禱が見られるようになってくるのである。この「諸寺」による祈禱は、次節で述べる「諸寺社」祈禱と関係するものである。

第二節 「諸寺社」祈禱の成立と中世国家的祈雨・止雨儀礼の終焉

祈雨・止雨の丹生川上・貴船二社奉幣が廃絶した後に行われた「諸寺社」祈禱は、史料の記載内容から寺社が特定できないものが多く、どのような儀礼が行われたのかという点でも実態が不明である場合が多い。次の史料はそれをよく示している。

【史料】『御湯殿上日記』享祿二年(一五二九)七月六日条
六日。(よるそと雨ふる。)こん多殿よりはなまいる。(中略)
しよししよしやへ雨の御いのり仰をいたさる。

これは、二十二社や顕密八宗の大寺などに祈雨を命じて「祈禱」させるものと予想されるが、実態はどのようなものであったのだろうか。史料の性格上、不明といわざるを得ないが、このような事例を、さしあたり「諸寺社」祈禱と名付けることにする。この「諸寺社」祈禱については、史料に見られる「諸社」「諸寺」に祈禱を命じるという文言から便宜的に名付けたものであるが、一六世紀の変異祈禱体制に関する先行研究は皆無であるため、一五世紀後半から一六世紀にかけての変異祈禱を分析する一つの枠組みとして、ある程度有効であると思われる。

『建内記』永享十一年(一四三九)二月月廿八日条(八二)には、公武の祈禱として、彗星祈禱が行われているが、これにより一五世紀における「諸寺社」に相当すると思われる寺社が判明する。

【史料】『建内記』永享十一年(一四三九)二月月廿八日条
廿八日、丙午、天晴、夜陰、

彗星出現事、司天(從三位安倍有重卿)、注進 室町殿、
仍 公家・武家御祈事、早可_レ有_二其沙汰_一之由被_レ仰_二中山
宰相中将_一、(定親卿)、室町殿御祈事、諸寺・諸社・護持僧
十人、祈念事、為_二中山奉行_一相触之、(中略)公家御祈事、
藏人右少弁俊秀依御祈奉行可_レ申_二沙汰_一之由被_レ仰之、

(中略)

諸社諸寺御祈

伊勢 八幡 賀茂 松尾 平野

稻荷 春日 大原野 廣田 住吉

日吉 梅宮 吉田 祇園

北野

東大寺 興福寺 (七大寺同可) 相触 (由可) 被 (仰) 別当 (興福寺)

(隆秀)

延暦寺 園城寺 東寺

仁和寺 醍醐寺

以上から、ここで対象となった「諸寺社」は、「諸社」が二十二社から大神・石上・大和・広瀬・龍田・丹生川上・貴船を除いた十五社と、「諸寺」が東大寺・興福寺などの南都七大寺、延暦寺、園城寺、東寺、仁和寺、醍醐寺の十二社から構成されていることがわかる。この時点で大和国に所在する「中七社」は対象から外れているが、それは既に衰退が著しかったためと推測される(八二)。また、同時期に祈雨奉幣の対象となった「諸社」及び同時に祈雨を命じられた「諸寺」は以下の史料(八三)によって明らかになる。

【史料 『薩戒記』永享八年(一四三六)六月五日条】

以二消息二仰二頭中將隆遠朝臣、

祈雨奉幣可レ令レ申二沙汰二之由、被二仰下二候也、恐々謹言、

六月六日 定親

頭中將殿

書二消息二相触之、所謂諸社者、伊勢(祭主、)・八幡(社務、)・

賀茂(上下神主・祢宜、)・松尾(伝二伯卿二、)・平野(神主、)・

稻荷(伝レ伯、)・春日(神主、)・大原野(同、)・住吉(同、)・

日吉(申二座主二、)・梅宮(神主、)・吉田(同、)・広田(伝

レ伯、)・祇園(申二座主二、)・北野(仰二公文二、)・貴布祢、

〔口賀茂〕諸寺東大寺(別当、)・興福寺(同、)・延暦(申二

座主二、)・園城寺(申二長吏二、)・東寺(仰二長者二、)・醍醐寺

(申二座主三三院二、)・仁和寺(申二御室二、)・等也、

この史料に見られる「諸社」及び「諸寺」は先に見た彗星祈禱の対象となった寺社とほぼ同じである。これらの「諸寺社」は、祈禱に際して「機能」した二十二社のうちの諸社であったと推定され、顕密の代表的な諸寺が名を連ねている。つまり、一五世紀半ば時点での「諸寺社」は上記の寺社だったと考えられるのである。

このように、応仁の乱以前から見られた「諸寺社」祈禱であったが、実は、乱以降にかなり変化していると思われる。今谷明氏

によると、応仁の乱ごろ、寺社の上層部たる高僧たちが一斉に京都から逃亡したため、月例祈禱の維持が困難となり、国家的祈禱を行う寺社は、戦乱で無傷だった南都と伊勢神宮が中心になる傾向があったという(八四)。これは「国家的儀礼」としての祈雨・止雨儀礼も同じであると思われる、これこそが「諸寺社」祈禱への変化であった。それは以下の史料(八五)でも確認される。

【史料 『時元記』文龜二年(一五〇二)七月廿六日条】

就_二炎旱_一、雨御祈事、別可_レ抽_二精誠_一之旨、可_レ被_レ致_二太神宮_一之由也、恐々謹言、

七月廿六日

左大史判

謹上
祭主殿

就_二炎旱_一、雨御祈事、別而可_レ抽_二精誠_一之旨、可_レ被_レ致_二神宮_一之状如_レ件、

七月廿六日

左中弁判

四位史殿

【史料 『続史愚抄』長祿元年(一四五七)八月八日条】

八日己亥。福大明神(在_二近衛京極_一)。祭云。為_二請雨御祈

依_二延文四年例_一仰_二諸寺社_一可_レ誦_二誦仁王經_一由宣下。今

度故可_レ加_二春日社_一(延文無_二当社_一)。子細未_レ詳。由被_レ仰

者。奉行藏人左少弁俊頭。又於_二室生龍穴_一可_レ修_二祈雨御誦經_一由被_レ仰_二興福寺_一。

『時元記』は炎旱のために祈雨を神宮に命じたもので、『続史愚抄』は応仁の乱以前の事例ではあるが、春日社・興福寺を含む「諸寺社」に仁王経誦經による祈雨を命じたものである。従来の「諸寺社」にも祈雨・止雨が引き続き命じられていた可能性は完全に否定できないが、年表「祈雨・止雨儀礼一覽(南北朝・室町時代以降)」から明らかのように、一五世紀の中頃以降、それまで中心でなかった伊勢神宮や興福寺・春日社などの南都寺院が祈雨・止雨儀礼を担っていくのである。

「諸寺社」祈禱を考える上では、「祈禱」という語で神祇・全仏教のすべてに対応させ、祈禱させるという上島享氏の指摘は重要であると考え(八六)。氏によれば、個別寺社への祈禱命令は南北朝期に定着し、室町幕府は天下静謐を命じる御判御教書を大量に発布するが、寺社の性格ごとに実際の祈願方法は多様であったために、それを「祈禱」という語で一元的に把握すること、顕密寺院、神社、禅宗、浄土宗など全ての寺社に対応可能となったという。

つまり、本稿における「諸寺社」祈禱もこのような流れの中に存在するものといえるのではないだろうか。従来の奉幣や密教

修法では「先例」にのっとった物品や用途の準備が必要であったが、「諸寺社」祈禱は、それらを準備しなくても実施できたものと思われ、財政的に窮乏するこの時代に合った儀礼であったと考えられる。この「諸寺社」祈禱の特徴としては、以下の二点が挙げられる。第一に、それまでは、神へ祈る場合は奉幣、仏に祈る場合は法会・修法というように、儀礼は「神仏隔離」状態であったのに対し、「諸寺社」祈禱では、神社と寺院とを「一体」的に「祈禱を命じる対象」として捉え、各寺社で実施される「祈禱」の内容は異なるものであっても、それはもはや「神仏隔離」状態の儀礼ではなくなっているということである。第二に、応仁の乱後の朝廷は、「祈雨」や「止雨」というように祈る「目的」は指定しているが、修法の種類などの祈る「方法」は全く指定していないことがある。これは「諸寺社」祈禱が実施される前後で明らかに変化であろう。

最後に、近世における朝廷儀礼の復興について少し触れ、また、「諸寺社」祈禱と近世の朝廷が災害時に行った七社七寺祈禱との関連性、あるいは、祈雨・止雨の「諸寺社」祈禱の後身は、近世の朝廷による七社七寺祈禱ではないかという私見をここで述べる。

まず、近世における朝廷儀礼の復興についてであるが、これ

は、既に何度か言及している『天皇の歴史9 天皇と宗教』(八七)にまとめられている。それによれば、一六世紀末の後陽成天皇の時期から幕末にかけて、種々の儀礼が復興されたことが示されている。復興された儀礼は、その多くが「年中行事」として重視されたものであることがわかり、例えば、新嘗祭(大嘗祭)や伊勢例幣使、大祓、石清水・賀茂の臨時祭などであったようである。また、本稿で見てきた祈雨・止雨儀礼は、毎年決まった時期に行われるわけではなく、早魃や長雨・洪水が発生した際の対応策であったため「年中行事」とはいえないが、古代から中世にかけて実施されてきた種々の儀礼が近世に至って復興されることはなかった。復興された儀礼とされなかったものにはどのような差があったのかは不明だが、おそらく、近世朝廷にとっての儀礼の重要性・必要性から選別されたのであろう。

次に、既に結論を示してしまっているが、以下で「諸寺社」祈禱の後身が七社七寺祈禱ではないかという私見について具体的に述べる。

間瀬久美子氏は、『天皇皇族実録』(八八)を利用して、災害祈禱を例に、近世の朝廷による祈禱体制である七社七寺(二十二社の上七社と仁和寺・東大寺・興福寺・延暦寺・園城寺・東寺・広隆寺)体制成立の過程を検討されている(八九)。その中で、祈雨・

止雨も取り上げられており、氏の論文の「表3近世の災害・天変祈禱」によると、江戸時代は慶長九年（一六〇四）から安政二年（一八五五）までの間に計十五回の儀礼が行われていることがわかる。その内容は、いずれも七社七寺に当てはまる寺社による祈禱であり、例外として、紫宸殿の祈雨が一例、御霊社の祈雨が一例、神泉苑における祈禱が二例あるのみとなっている。

この状況を中世末までの祈雨・止雨儀礼から考えてみるに、近世の七社七寺体制による祈雨・止雨儀礼は、「諸社寺」祈禱の後身ではないだろうかと思われる。それは、「諸社寺」祈禱が、祈雨・止雨二社奉幣などの従来の儀礼が完全に行われなくなった後に確立し行われるようになったものであり、その祈禱を担った寺社は、七社七寺祈禱とほぼ重なっているからである。ただ、これは何ら確証のあるものではなく、変異祈禱という臨時に行われる祈禱の「目的」と、その対象となる寺社とがかなり一致しているためにこのように考えるのである。

おわりに

昨今、「異常気象」が頻発し、生命に危機が及ぶような自然災害に見舞われることも少なくない。人命にかかわるような自然

災害に関する報道を見る度に、「ちっぽけ」な我々人間には成す術などまるでなく、「神仏」に対してではなくとも、ただ少しでもよくなるように祈るしかないと思わされることがある。様々な技術が進歩しても、どうしようもない危機に陥った時に人が考えることは、さほど変化していかないのかもしれない。前近代の日本に生きた人々が祈る対象は専ら「神仏」であったが、これを我々現代人の価値観で「迷信だ」とか「意味などない」と切り捨てるのは簡単なことである。しかし、「信仰」に基づいた彼らなりの「現実的」な対応がそのようなものであったとすれば、それを完全に同じような立場・思考で理解することはできなくても、一定の意味をそこに見出すことができるのではないだろうか。そこに意味を見出せたかどうかは甚だ心許ない限りだが、少なくともそれを目指し、祈雨・止雨儀礼という対象に向き合ったつもりである。

本稿では、以上のように三章にわたり、中世後期を対象として国家的祈雨・止雨儀礼について検討してきた。以下、各章の論旨をまとめるとともに、今後の課題及び展望について述べる。

第一章では、室町時代において様々な儀礼が実施された概要について見た。この時代の祈雨・止雨儀礼を論じる前提として「公武統一政権」論における祈禱の性格の分析から始め、『夕拝

備急至要抄』に列記されている祈雨・止雨の事例からこの時代に認識されていた「国家的儀礼」としての祈雨・止雨を確認した。また、この時代に特有の儀礼である京都五山ほか禅宗寺院による祈雨・止雨を取り上げ、その性格を検討したが、先行研究の指摘を追認し、「国家的儀礼」の性格を有していると結論付けた。また、古代以来の儀礼の費用について変遷をたどり、最後に祈雨・止雨奉幣を題材に、その命令系統の変遷についても言及した。

第二章では、儀礼の背景にある信仰と儀礼が行われる場に注目した。信仰については、いずれの儀礼においても背後に「龍」の存在があることを示したかったのであるが、先行研究をなぞることになり、ほとんど新たに付け加えることができなかった。密教修法の背景にある複雑な論理と信仰を十分に論及できなことは言い難い。また、儀礼の場については奉幣使発遣の場と修法・読経法会の場合である神泉苑を取り上げただけで、その他の場については言及できなかった。ただ、古代において多様であった発遣の場が中世にかけて神祇官に集約されていく状況が新たな問題として浮かび上がったと思われる、その変遷を明らかにする必要がある。また、ここでは、ほとんど言及されてこなかった止雨儀礼についても述べたが、儀礼が神祇を中心に行われてい

たことを明らかにし、その理由を「先例」化した儀礼がなかったためであろうと推測した。

第三章では、応仁の乱等の戦乱の影響で儀礼は廃絶していくが、その具体的な過程をたどり、先行研究ではなかった奉幣形式の神祇による儀礼の廃絶状況を明確にした。また、最終的に中世の祈雨・止雨儀礼は「諸神社」祈禱へと集約されていくことを明らかにしたが、その具体的な対象となった寺社を推定した。「諸神社」祈禱が従来の諸儀礼と明確に異なる点として、従来の儀礼における「神仏隔離」状態が見られなくなっていること、祈禱の「目的」が命令されても、その具体的な「方法」については命じられていないということを指摘した。「方法」が命じられない理由は、先例にのっとった諸儀礼では様々な物品を朝廷が準備しなければなかったが、「諸神社」祈禱では祈禱を寺社に命じるだけなので、その準備が不要となり、財政が窮乏ないし破綻した当該時期において、朝廷にとって都合よく実施できる儀礼だったからであろう。この「諸神社」祈禱は、その後の近世朝廷における七社七寺祈禱につながるのではないかという私見を提示したが、これはその対象となった寺社が重なるためであって、推測による仮説に過ぎない。なお、近世の変異祈禱の状況は、史料に即した検討ができていないため、中世から近

世にかけて、具体的に「諸寺社」祈禱から七社七寺祈禱に、どのような変化が生じたのかを明確にし得ていない。ただ、この移行期の「国家的儀礼」の実施体制については、管見の限りでは、研究が皆無であり、近世の状況を把握したうえで、時代をつなぐような研究を蓄積していく必要があると考えている(九〇)。しかしながら、中世後期において国家と宗教(仏教)の関係を論じることがはもはや「主たる論点ではなくなった」という指摘もある(九二)。これに対しては、「主たる論点ではなくなった」ことが論じる価値のないことを意味しないと考えるので、まだまだ論じる余地のある中世後期においても国家と宗教の関係は問われるべきであると思う。そうであるとすれば、本稿が祈雨・止雨儀礼に限定して論じた中世後期の「国家的儀礼」も今以上に論じられる必要がある。そこで、中世の国家的仏事・祭祀は、古代史研究の視点からは盛大な国家的仏事・祭祀が挙行された古代に比して「著しく衰退していた」と見られ、「盛時の朝議復興を指向した近世」からも同様に見られるが、「中世の公家・武家の仏事・祭祀に対する論理」は古代・近世とは異なり、「公事をこなす」という規範性こそが第一義」であったという久水俊和氏の

指摘は重要であると考え(九二)。祈雨・止雨儀礼も同じことを繰り返しているように見えるが、儀礼を実施し続けることこそが重要だったのである。そうであるならば、儀礼の形が変わっても、祈雨・止雨の祈禱命令に対して儀礼が実施され続ける以上は、目的は十分に達せられていたともいえよう。

最後に、今後の課題について述べておきたい。第一に、祈雨・止雨に限定しない変異祈禱全体についての幅広い考察が必要で、これは朝廷の災害対策全般にも関わってくることであり、大きな課題であるといえる。第二に、祈雨・止雨儀礼の背後に存在する信仰世界について論じたが、「龍」を中心にするだけでは不十分であり、儀礼に関わる密教の尊格等へも検討対象を広げる必要がある。

また、これは偏に筆者の力量不足によるものであるが、各章で十分に論じられなかった課題が存在するため、それをより正確に描き出し、祈雨・止雨儀礼はもちろん、中世後期の多様な国家的宗教儀礼の全体像を明らかにしていくことが必要であると考えている。

注

(二)水野章二「災害と開発」(井原今朝男編『環境の日本史四 中世の環境と開発・生業』吉川弘文館、二〇一二年) 一一六―一七頁。水野氏によると、中世における災害の対応としては、

①宗教的対応(祈禱)、②工学的対応(堤防や河川の改修・固定)、③農学的対応(状況に合わせた作付け・品種選択)、④社会的対応(さまざまなレベルの社会集団の組織強化)の四種類があるという。そして、①宗教的対応は、国家・権門がもつとも精力を傾けた対策であることを指摘している。

(三)大林太良「人類文化史上の雨乞い」(にひなめ研究会編『新嘗の研究4 稲作文化と祭祀』第一書房、一九九九年) 八六―八七頁。大林氏は世界中の雨乞い事例を分類しながら概観している。

(三)国司の祈雨については、武光誠「日本古代の雨乞いについて」(同『律令制成立過程の研究』雄山閣出版、一九九八年、初出一九九三年)、三宅和朗「日本古代の「名山大川」祭祀」(『古代国家の神祇と祭祀』吉川弘文館、一九九五年)、大津透「農業と日本の王権」(網野善彦ほか編『岩波講座天皇と王権を考える 第三巻 生産と流通』岩波書店、二〇〇二年)などを参照。

(四)荘園領主による祈雨・止雨儀礼の例としては、高野山や興福寺、根来寺といった仏教寺院の事例がこれまで紹介されている。詳細は、平瀬直樹「中世高野山における祈雨の意義―宥快著『水天供表白』の分析」(『金沢大学文学部日本史学研究室紀要』一、二〇〇五年)、赤田光男「中世大興福寺の祈雨儀礼」(『日本文化史研究』三七、帝塚山大学日本文化史学会、二〇〇六年)、三好英樹「前山寺所蔵『水天供私愚抄』と中世根来寺の祈雨」(『日本歴史』八五八、二〇一九年)を参照。

(五)民衆による祈雨・止雨儀礼の例としては、古代においては『日本書紀』皇極天皇元年(六四二)六月条の殺牛祈雨、中世においては『政基公旅引付』に見られる和泉国日根野荘の民衆祈雨がよく知られている例である。それぞれについては、笠井昌昭「皇極紀」元年条の祈雨記事をめぐって」(『キリスト教社会問題研究』三七、一九九九年)、屋敷道子「室町後期和泉国日根野荘の早魃と風流―日根野荘の幽舞と民衆を中心として」(『人間文化研究科年報』三〇、奈良女子大学大学院人間文化研究科、二〇一四年)をなど参照。

(六)本稿における「中世後期」は、南北朝期以降から室町幕府の滅亡という一般的と思われる期間にしておきたい。

(七)上島享氏は、朝廷が法会に僧侶を召す「公請」の対象となつた法会を「国家的法会」と称しているが、本稿における「国家的儀礼」はこの「国家的法会」を含んでおり、他に奉幣などの

神祇祭祀や陰陽道祭祀などを包括するものである。上島享「中世国家と仏教」(同『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、二〇一一年、初出一九九六年)八七六頁・注(一

二)。

(八)大田壮一郎氏は、富田正弘氏とそれに追従する立場に対して以下のように批判している。大田氏によれば、武家祈禱としての顕密諸宗の祈禱を「国家的祈禱」とみなすのは富田説の理解によつており、公家政権下の攘災・静謐祈禱と同種・同規模であること以外に積極的な理由はなく、「大法」・「秘法」という祈禱規模から「国家的」性格を見出す論者も多いという。しかしながら、本稿で扱う国家的祈雨・止雨儀礼は、武家政権による儀礼(武家祈禱)に限定されるものではなく、国家的変異祈禱の代表とすることに何ら問題はないと考える。大田壮一郎「室町幕府宗教政策論」(同『室町幕府の政治と宗教』塙書房、二〇一四年、初出二〇〇七年)一一・一五頁。富田正弘「室町時代における祈禱と公武統一政権」(日本史研究会史料研究部会編『中世日本の歴史像』(創元学術双書)創元社、一

九七八年)、同「室町殿と天皇」(『日本史研究』三一九、一九八九年)も参照。

(九)祈雨儀礼を主題とする代表的な研究としては、高谷重夫『雨乞習俗の研究(オンデマンド版)』(法政大学出版局、二〇〇四年、初版一九八二年) 藪元晶『雨乞儀礼の成立と展開』(岩田書院、二〇〇二年)、ステイブン・トレンソン『祈雨・宝珠・龍——中世真言密教の深層』(京都大学学術出版会、二〇一六年)などを挙げておく。

(一〇)中世の祈雨・止雨儀礼をあつかった先行研究を管見の限りではあるが、以下に列挙する。密教の祈雨に関するものとして、前掲ステイブン・トレンソン『祈雨・宝珠・龍——中世真言密教の深層』、前掲藪元晶「水天供について」及び同「鎌倉時代の祈雨の動向」、ブライアン・小野坂・ルパート「中世前期における祈雨及び祈雨記類聚——「請雨経法」に関する一考察」(覚禅鈔研究会編『覚禅鈔の研究』親王堯榮文庫、二〇〇四年)、松本郁代「鎌倉時代の神泉苑請雨経法指図——財団法人藤井永観文庫所蔵『神泉苑請雨経法道場図』の紹介——」(『アート・リサーチ』五、立命館大学アート・リサーチセンター、二〇〇五年)、同「神泉苑と「龍王」——室町時代「霊場」の位

相―』(『アート・リサーチ』六、立命館大学アート・リサーチセンター、二〇〇六年)があり、個別寺院の祈雨に言及したものととして、前掲平瀬直樹「中世高野山における祈雨の意義―宥快著『水天供表白』の分析」、前掲赤田光男「中世大和興福寺の祈雨儀礼」、前掲三好英樹「前山寺所蔵『水天供私愚抄』と中世根来寺の祈雨」、石川力山「中世曹洞宗切紙の分類試論(二十一)―咒術・祈禱関係を中心として―」(『駒澤大学仏教学部研究紀要』五一、一九九三年)、細川武稔「禅宗の祈禱と室町幕府―三つの祈禱システム―」(同『京都の寺社と室町幕府』吉川弘文館、二〇一〇年、初出二〇〇四年)がある。その他、石黒吉次郎「祈雨と中世の芸能」(久保田淳編『論集中世の文学(散文篇)』明治書院、一九九四年)、藪元晶「中世法隆寺の雨乞について―民間雨乞習俗のルーツ―」(『御影史学論集』三七、二〇一二年)、鶴崎裕雄「雨乞いの祈り―中世の日記いろいろ―」(『こだはら』三六、帝塚山大学、二〇一四年)、竹ヶ原康弘「鎌倉幕府における祈雨祈禱」(『年報新人文学』一四、北海学園大学大学院文学研究科、二〇一七年)、中村直人「中世公家日記と自然災害・疾病」(安田政彦編『生活と文化の歴史学』8 自然災害と疾病』竹林舎、二〇一七年)、渡邊浩貴「中世舞楽面と雨乞儀礼―相模国大住郡下糟屋村の高部屋

神社を事例に―上・下』(『民具マンスリー』五三(一)・(二)、二〇二〇年)、田村憲美「二〇世紀を中心とする気候変動と中世成り期の社会―降水量変動と国家的祈雨儀礼をめぐる覚書―」(中塚武監修・伊東啓介・田村憲美・水野章二編集『気候変動から読みなおす日本史4 気候変動と中世社会』臨川書店、二〇二〇年)がある。また、前掲富田正弘「室町時代における祈禱と公武統一政権」でも東寺における祈禱の一事例として祈雨・止雨が挙げられている。

(二)例外として前掲藪元晶「鎌倉時代の祈雨の動向」がある。鎌倉時代の祈雨(止雨はなし)儀礼を朝廷と幕府とに分けてそれぞれ概説している。ここでは、神祇については奉幣という方法が続いている点で前時代と変化なしとする。確かに奉幣という形の上では変化はないが、実施について他の儀礼と同様に藏人の関与が強くなっているという並木和子氏の指摘があり(並木和子「平安時代の祈雨奉幣」(二十一社研究会編『平安時代の神社と祭祀』国書刊行会、一九八六年)、これを考慮すべきであろう。また、藪氏は儀礼の実施数を重視し、それだけで儀礼が重視されていたかを判断しているようだが、それだけで儀礼の盛衰を判断すべきではないと考える。白井伊佐

牟「式内社丹生川上神社鎮座地考(上)・(下)」(『史料・皇學館大学研究開発センター史料編纂所報』二三九・二四〇、二〇一三年)は、丹生川上神社の鎮座地を森口奈良吉氏の見解に基づいて再考し、祈雨・止雨奉幣の断絶、丹生川上神社主小川氏等について考察しているが、これについては本稿も大いに関係するため、第二章第三節及び第三章で述べる。

(二)祈雨と止雨とを一体のものとして扱っている先行研究は、野口武司「六国史所見の「祈雨・祈止雨」記事」(『國學院雜誌』八七(一一)、一九八六年)、山口えり『古代国家の祈雨儀礼と災害認識』(塙書房、二〇二〇年)、前掲並木和子「平安時代の祈雨奉幣」など。

(三)久水俊和「朝廷恒例公事の支出構造」(同『中世天皇家の作法と律令制の残影』八木書店、二〇二〇年、初出二〇一二年)。森茂暁「室町前期の国家祈祷と幕府財政―修法供料の支出における伊勢貞国・赤松満政の関与をめぐって―」(『福岡大学人文論叢』四二(二)、二〇一〇年)。

(四)二十二社については、岡田莊司・藤森馨「二十二社の研究史と二十二社制」(中世諸国一宮研究会編『中世諸国一宮の基礎的研究』岩田書院、二〇〇〇年)に研究史が整理され、神社ごとに関係する論文等がまとめられており、有益である。

(五)中世後期の神社研究の状況については、太田直之「室町幕府の宗教政策―將軍家御師職を中心に」(同『中世の社寺と信仰―勸進と勸進聖の時代』弘文堂、二〇〇八年、初出二〇〇七年)一二三、一二四頁に言及されている。

(六)丹生川上社神主小川氏については、永島福太郎「丹生川上社神主小川氏に就いて―大和国民考―」(『国史学』三六、一九三八年)、前掲白井伊佐牟「式内社丹生川上神社鎮座地考(上)・(下)」があり、白井論文では、丹生川上・貴船二社奉幣の中世末における断絶について言及しており、注目すべきである。上賀茂社と貴船社との訴訟については、白山芳太郎「賀茂社と貴布祢社」(『神道史研究』二四(五・六)、一九七六年)、田中淳一郎「上賀茂社と貴布祢社」(大山喬平監修、石川登志雄・宇野日出生・地主智彦編『上賀茂のもり・やしろ・まつり』思文閣出版、二〇〇六年)がある。

(七)安田次郎「視覚と構成」(同『中世興福寺と大和』山川出版社、二〇〇二年)。

(八)ここでの大田氏の見解は、前掲大田壯一郎「室町幕府宗教政策論」による。また、大田氏が言及している「富田正弘氏の一連の祈禱研究」は、前掲富田正弘「室町時代における祈禱と公

武統一政権」及び「室町殿と天皇」である。また、佐藤進一氏以来の「室町幕府による王朝諸権限の吸収」という枠組みについては、松永和浩氏も同様の指摘をしている。松永和浩「室町期における公事用途調達方式の成立過程―「武家御訪」から段銭へ―」(同『室町期公武関係と南北朝内乱』吉川弘文館、二〇一三年、初出二〇〇六年)。

(二九)大田壮一郎「足利義満の宗教空間」(同『室町幕府の政治と宗教』塙書房、二〇一四年、初出二〇〇七年)、今谷明『室町の王権―足利義満の王権篡奪計画―』(中公新書九七八、中央公論社、一九九〇年)。

(三〇)伊藤俊一・富田正弘・本多俊彦編『東寺廿一口供僧方評定引付第4巻』(思文閣出版、二〇一九年)。

(三一)筆者作成の年表「祈雨・止雨儀礼一覧(南北朝・室町時代以降)」及び祈雨止雨儀礼の概要を参照。

(三二)『群書類従』(訂正三版、第七輯・公事部)所収。

(三三)五味文彦「書物世界の再構築 御嵯峨院政と書籍の展開」(同『書物の中世史』みずず書房、二〇〇三年)四一八、四一九頁。

(三四)『群書解題』第三版、第五卷、官職部・律令部・公事部・帝王部・補任部(統群書類従完成会、一九八二年)六〇頁。

(三五)京都周辺における七瀬祓については、村山修一「鎌倉武家社会の陰陽道」(同『日本陰陽道史総説』塙書房、一九八一年)二九七、二九八頁、山中裕「七瀬祓について」(『日本歴史』六〇八、一九九九年)を参照。

(三六)これについては第二章第二節で検討する。

(三七)久水俊和氏は「官方は国家的儀礼を催す場合が多く、藏人方は天皇の身近な調度品等の調達や、天皇の「イエ」的行事の色合いが強い儀礼程活動が顕著となる」と指摘するが、祈雨儀礼においてはそのような差異は見られないように思われる。

前掲久水俊和「朝廷恒例公事の支出構造」一七四頁。

(三八)前掲細川武稔「禅宗の祈禱と室町幕府―三つの祈禱システム―」一八八、一九一頁。『応永十四年暦日記』六月十五日条

『大日本史料』第七編之八)。

(三九)原田正俊「中世後期の国家と仏教」(同『日本中世の禅宗と社会』吉川弘文館、一九九八年、初出一九九七年)三五七、三五八頁。

(四〇)前掲細川武稔「禅宗の祈禱と室町幕府―三つの祈禱システム―」一九一頁。

(四一)前掲今谷明『室町の王権―足利義満の王権篡奪計画―』九三

頁。史料は『大日本史料』第七編之五。

(三) 前掲ステイブン・トレンソン『祈雨・宝珠・龍——中世真言密教の深層』(二七四・一七九頁)には祈雨に失敗した範俊という真言僧が逃走した事例について紹介されている。

(三三) 田中本調査団編『田中穰氏旧藏典籍古文書』所収記録類目録(『国立歴史民俗博物館研究報告』七二、一九九七年)九二頁。

(三四) 「諸五山」については、細川武稔氏によれば、「京都五山および十刹に、足利氏に関係の深い寺院を加えたもの」であるという。前掲「禅宗の祈禱と室町幕府——三つの祈禱システム——」、『蔭涼軒日録』文明十九年(二四八七)二月二十三日条。

(三五) 前掲細川武稔「禅宗の祈禱と室町幕府——三つの祈禱システム——」二〇六頁。

(三六) 大津透「平安時代収取制度の研究」(同『律令国家支配構造の研究』岩波書店、一九九三年、初出一九九〇年)。論文の表10.の年料・率分の用途手続(儀式書)を参照。

(三七) 大津透「財政の再編と宮廷社会」『岩波講座日本歴史 第5巻 古代5』岩波書店、二〇一五年。

(三八) 〈神道大系〉朝儀祭祀編四所収『江家次第』。

(三九) 白川哲郎「鎌倉期王朝国家の政治機構——公事調達を素材と

した基礎的考察」(『日本史研究』三四七、一九九一年)。

(四〇) 前掲ステイブン・トレンソン『祈雨・宝珠・龍——中世真言密教の深層』一六七・一七二頁。

(四一) 管見の限りではあるが、実施された水天供のうち最大のもの、正治元年(一一九九)八月二日に行われた十五壇水天供だと思われる。『醍醐寺座主次第』正治元年八月二日条(『大日本史料』第四編之六所収)を参照。

(四二) 『国史大辞典』「馬寮」(山口英男氏執筆)の項。

(四三) 盛本昌広「鎌倉期の馬献上の構造」(同『日本中世の贈与と負担』校倉書房、一九九七年)。

(四四) 前掲久水俊和「朝廷恒例公事の支出構造」。久水氏が言及する『広光卿御教書案』は、国立国会図書館デジタルコレクション<: <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2539620>>の『垂相広光卿御教書案』で閲覧可能。

(四五) 国立国会図書館デジタルコレクション『垂相広光卿御教書案』五三・五四コマ。

(四六) 『大日本史料』第六編之三十四所収。

(四七) 馬の相場を三百疋とするのは、桜井英治「折紙銭と一五世紀の贈与経済」(同『交換・権力・文化 ひとつの日本中世社会

論』みずず書房、二〇一七年、初出一九九六年）六五・六七頁

（年）七・一〇頁。

による。また、桜井英治・中西聡編『新体系日本史二 流通経済史』2章「中世の貨幣・信用」（桜井氏執筆）七一頁では、

（五二）前掲藪元晶『雨乞儀礼の成立と展開』所収「善如竜王と清瀧権現」（初出一九九六年）、前掲ステイブン・トレンソン『祈

八坂神社記録応安五年（一二七二）十一月二十四日、三十日条を神馬（鶺鴒毛、黒葦毛のこと）が売却された例としているが、

雨・宝珠・龍——中世真言密教の深層』所収「醍醐寺の龍神信仰」を参照。ちなみに、藪氏は当初龍神ではなかったとするの

そこでの売値は二百四十疋である。馬の毛色で多少の価格差があるのだろうか、他の史料、例えば、八坂神社記録康永二年

に対し、トレンソン氏は当初から龍神であったと主張している。

（一三四三）七月廿四日条には「一倉栖許ヨリノヒハリ毛馬、今夕於五条丁矢ア殿マテ売之、三貫二百文也、」とあって、雲

（五三）津田徹英「寛正三年の上醍醐清瀧宮造営とその意義——延命院をめぐる範俊・義範の攻防と座主勝覚」（同『平安密教彫刻

雀毛の馬を三貫二百文〓三百二十疋で売却していることから考えれば、馬の相場が三百疋という評価は妥当と思われる。

論』中央公論美術出版、二〇一六年、初出一九九二年）。

（四八）『猪熊関白記』承元二年（一二二〇）五月廿二日、六月四日、六日条。この止雨奉幣では、神馬が少なくとも丹生社には奉

（五四）注（五一）で示した両氏の論文では『醍醐寺雑事記』は参照

献されているようである。

されているが、『水左記』逸文には言及がない。

（四九）前掲今谷明『室町の王権——足利義満の王権篡奪計画——』八六

（五〇）前掲ステイブン・トレンソン『祈雨・宝珠・龍——中世真言密教の深層』所収「中世日本における請雨経法の実修」二六

・八七頁。

四・二六五頁。

（五〇）黒田日出男『龍の棲む日本』（岩波書店、二〇〇三年）一〇八頁。

（五一）前掲の董仲舒による『春秋繁露』には、季節ごとに土の龍を作って雨乞いする方法が述べられており、その色は五色あることがわかる。近藤則之「董仲舒の求雨・止雨について」（『人文学研究』四、二〇〇一年）も参照。

（五二）三浦俊介「神社神話の遡源——貴船神社の神話(1)——」（同『神話文学の展開——貴船神話研究序説——』思文閣出版、二〇一九

年）七・一〇頁。

(五七)前掲高谷重夫『雨乞習俗の研究』九九頁。

(五八)前掲ステイブン・トレンソン『祈雨・宝珠・龍——中世真言密教の深層』所収「中世日本における請雨経法の実修」および「醍醐寺の龍神信仰」を参照。

(五九)注(五二)の論文を参照。

(六〇)注一一を参照。

(六一)『満濟准后日記』応永三十三年(一四二六)六月十六日条は、以下の通りである。

十六日。〈自_二末刻末_一大雨洪水云々。〉今日自_二広橋儀同方_一就

止雨御祈事_一書状_二到_一了。仍愛染供勤修之。当寺々僧等各致_二祈念_一。東寺同前。寺務被_二下知_一云々。

(六二)前掲ステイブン・トレンソン『祈雨・宝珠・龍——中世真言密教の深層』三五・三六頁。

(六三)『覚禅鈔』(大正新脩大藏経凶像などに所収)には「止雨法」の項目(続群書類従第二十五輯下所収「止風雨法記」は全く同じもの)があり、様々な経典を引用して具体的な方法が列挙されているが、朝廷から命じられて行ったような事例は見当たらない。

(六四)久水俊和「内野神祇官機能の行方」(同前掲書、初出二〇一九年)二五二・二五五頁。

(六五)第一章三節で言及した『江家次第』には、発遣の場を示す記述が多数見られる。これについては三宅和朗「古代奉幣儀の検討」(同『古代国家の神祇と祭祀』吉川弘文館、一九九五年、初出)で詳細に分析されている。なお、祈雨・止雨奉幣は平安宮内裏の建春門から発遣されたとのことである。具体的には『江家次第』第十二神事「祈雨止雨奉幣条に「先_レ是弁仰_レ史令_レ裏_二幣料_一、〈於_二左衛門陣北座_一裏_レ之、〉立_二於外記門南北_一、〈丹生料立_レ南、貴布祢料立_レ北、〉御馬同立_二於其傍_一」とあることによると思われる。

(六六)『師守記』貞和元年(一二四五)八月五日条に、天下触穢に際して止雨奉幣を如何にすべきかという問い合わせがあり、天下触穢の例はないが、触穢に際しては「陣外」、すなわち左衛門陣外、建春門から発遣したという例で答えられている。前掲三宅和朗「古代奉幣儀の検討」(七八頁)では、触穢や仏事といった内裏内の事情で左衛門陣外からの奉幣が実施されるようになったと指摘する。

(六七)前掲永島福太郎「丹生川上社神主小川氏に就いて——大和国民考——」、前掲東吉野村史編纂委員会編『東吉野村史(通史編)』前掲白井伊佐牟「式内社丹生川上神社鎮座地考(上)・(下)」

などを参照。

貴布祢社壱前、

(六八)前掲白山芳太郎「賀茂社と貴布祢社」、前掲田中淳一郎「上

五色絹各一疋、生絹一疋、

賀茂社と貴布祢社」などを参照。

糸式匂、綿式屯、

(六九)最近の研究として、東島誠「隔壁の誕生―中世神泉苑と不可

木綿式斤、麻式斤、

視のシステム」(同『公共圏の歴史的創造』東京大学出版会、

枋式支、黒毛馬式疋、

二〇〇〇年、初出一九九六年)、前掲松本郁代「神泉苑と「龍

衛士式人、

王」―室町時代「霊場」の位相」、久水俊和「真言院・神泉

右依二官宣一所二勘申一如レ件、

苑の諸相」(同前掲書、二〇二〇年、初出二〇一九年)がある。

嘉吉三年五月九日、從五位下行大祐齋部宿祢盛国、

(七〇)《神道大系 論説編二・真言神道(下)》所収。

從二位行伯雅兼王、(以下略)

(七一)『続群書類従』(三訂版・第二十七輯下・釈家部)所収。

(七一)東吉野村史編纂委員会編『東吉野村史 通史編』(東吉野村教

(七二)赤田光男「大和における竜神信仰の聖地」『帝塚山大学人文

育委員会、ぎょうせい、一九九二年)。

学部紀要』一九、二〇〇六年を参照。

(七二)前掲『江家次第』第十二神事 祈雨止雨奉幣条や、前掲注(一

(七三)前掲黒田日出男『龍の棲む日本』、一三九、一五九頁。

二〇)『康富記』嘉吉三年(一四四三)五月九日条にも「衛士

(七四)第二章第二節で引用した、史料『師守記』貞和三年(一三四

二(弐)人」とあつて、衛士が丹生川上・貴船に一人ずつ下され

七)六月三日条を参照。

ていたことが見える。

(七五)『康富記』嘉吉三年(一四四三)五月九日条は以下の通りで

(七五)前掲盛本昌広「鎌倉期の馬献上の構造」六四頁、『年中恒例

ある。(前略)

記』(『続群書類従』二十三輯下)十二月廿七日条。

神祇官

(七六)間瀬久美子「賀茂下上社の雨乞いと朝廷の祈雨復興」(橋本

勘申、祈雨奉幣丹生貴布祢両社幣帛事、

政宣・宇野日出生編『賀茂信仰の歴史と文化 神社史料研究会

丹生川上社壱前、

叢書第6輯『思文閣出版、二〇二〇年〕二〇七・二〇八頁には、祈雨奉幣を実施しようとして不実施となった事例への言及がある。

(八〇)前掲ステイブン・トレンソン『祈雨・宝珠・龍―中世真言密教の深層』二〇七、二二二、二二六、二二九頁、及び付録「祈雨法実修例の一覧」を参照。なお、トレンソン氏は、密教による国家的祈雨法の終焉後も祈雨法の秘事が「舍利信仰」として伝えられた可能性を指摘しているが、具体的なことは述べず、今後の研究に期したいとしている。本稿では祈雨と関係する舍利信仰について言及できていないが、神泉苑池に仏舍利を奉納する祈雨が存在したことに注目したい。仏舍利を神泉苑池に奉納する祈雨に関しては、既に前掲高谷重夫『雨乞習俗の研究』三四・三七頁において述べられている。

(八一)この史料は富田正弘氏が既に言及しているが、当時の「諸寺社」が明確にわかるためここでも引用した。前掲富田正弘「室町時代における祈禱と公武統一政権」三一―九頁。

(八二)前掲岡田莊司・藤森馨「二十二社の研究史と二十二社制」では「近世において、二十二社の半数以上は地域の郷村鎮守としての信仰に位置付けられ、もはや国家的祭祀体系を担う機能は喪失していた」(六八五頁)としているが、それ以前にお

いても同様だったのではないか。

(八三)この史料は高鳥廉氏が既に言及しているが、ここでは祈雨の際に対象となる「諸社」及び「諸寺」を示す好例であるため引用した。高鳥氏は、この史料と『薩戒記目録』永享八年五月二十七日条、六月五日条から、足利義教が伝奏中山定親に祈雨奉幣の「奉行」となることを命じ(氏によれば、本来の「奉行」は職事蔵人であり、職事から綸旨(御教書)が被命令者に発給されるが、時代が下るにつれ、伝奏奉書が御教書の役割を帯び、伝奏自らが「奉行」となったとのこと)、「奉行」である伝奏から「職事」の蔵人鷲尾隆遠に下知するという命令経路や文書の役割について述べている。高鳥廉「室町期の綸旨祈禱と公武関係―足利義持・義教の政治的立場をめぐって―」(『日本歴史』八四七、二〇一八年)。

(八四)今谷明「室町時代における宗教と国制」(今谷明・高埜利彦編『中近世の国家と宗教』岩田書院、一九九八年)。

(八五)『時元記』は、国文学研究資料館日本古典籍総合目録データベース・館蔵和古書データベース (https://base1.nijl.ac.jp/infolib/meta_pub/G0001401KTG) で閲覧可能な大和文華館蔵『小槻時元宿祢記』三三三コマ、大日

本史料総合データベース (<https://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>) 文亀二年七月二十六日条の『時元記』を参考にした。

(八六)上島享「中世国家と寺社」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座 第三卷 中世の形成』東京大学出版会、二〇〇四年)二五七頁。なお、同氏の最近の論文(上島享「日本中世の宗教史」(吉田一彦・上島享編『日本宗教史1 日本宗教を問う』二〇二〇年、吉川弘文館)一一九-一二二頁)では、もう少し遡って、モンゴル襲来の際に鎌倉幕府が寺社に直接祈禱を命じたところに淵源があることが示されている。

(八七)前掲小倉慈司・山口輝臣『天皇の歴史9 天皇と宗教』二〇一・一二五、一三〇、一三三頁、特に「後陽成天皇以降の朝議復興関係年表」(二三六-二三七頁)を参照。

(八八)『天皇皇族実録』九九・一〇二(ゆまに書房、二〇〇五年)。
 (八九)間瀬久美子「近世朝廷と寺社の祈禱―近世的七社七寺体制の成立と朝幕関係―」(『千葉経済論叢』五八、二〇一八年)。

(九〇)仁木宏氏は、一五世紀後半以降を宗教秩序の解体期・衰退期とするだけで、国家レベルでの宗教のあり方を示すことができている」とし、当該期に研究が盛んと目される「浄土真宗、日蓮宗、キリシタン研究もそれぞれの宗派内での研究に終始している」と指摘する。仁木宏「宗教一揆」(『岩波講座日本歴史 第9巻 中世4』岩波書店、二〇一五年)一八二頁。

(九一)前掲上島享「日本中世の宗教史」一二八頁。それと同時に、権門・顕密「両体制の衰退過程を論じることより、それに代わり生起する新たな秩序や時代の特徴を、中世宗教史、さらには日本宗教史全体に位置づけ、近世宗教史との連続や断絶などを考察すること」の必要性も説いている。

(九二)久水俊和「中世天皇制と仏事・祭祀」『歴史評論』八三六、二〇一九年、四六-四七頁。

(おがわ じん 人文社会科学研究所地域文化論専攻 二〇一九年度修了)

祈雨・止雨儀礼一覧(南北朝・室町時代以降)

番号	和暦	西暦	儀礼の内容	儀礼の命令者	儀礼の実施者・場所	祈雨/止雨	種別	備考	出典
1	建武2年6月17日	1335	止雨奉幣	朝廷		止雨	神		建武二年六月記
2	建武2年6月18日	1335	止雨奉幣	朝廷		止雨	神		建武二年六月記
3	建武2年6月18日	1335	止雨	朝廷	曼殊院前大僧正慈敵	止雨	仏	左少弁甘露寺藤長輪旨。	曼殊院文書
4	建武2年6月24日	1335	止雨奉幣	朝廷		止雨	神		建武二年六月記
5	建武5年閏7月4日	1338	宝篋印陀羅尼供、水天供	足利義詮	鶴岡社務頼仲	祈雨	仏		鶴岡社務記録、鶴岡八幡宮社務職次第
6	暦応2年5月26日	1339	祈雨陀羅尼		鶴岡八幡宮社頭	祈雨	仏		鶴岡社務記録
7	暦応3年7月24日	1340	祈雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	祈雨	神		師守記
8	暦応3年7月24日	1340	水天供	朝廷(北朝)	天台座主人道尊円親	祈雨	仏	観感の輪旨。	水天供現行記
9	暦応4年5月21日	1341	水天供	朝廷(北朝)	天台座主人道尊円親王	祈雨	仏		水天供現行記、華頂要略
10	康永元年7月11日	1342	大般若経一日誦写	朝廷(北朝)	興福寺	祈雨	仏		師守記
11	康永元年7月20日	1342	祈雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	祈雨	神		師守記
12	康永3年6月9日	1344	尊勝陀羅尼、水天供、宝篋印陀羅尼		鶴岡供僧、鶴岡本坊	祈雨	仏		鶴岡社務記録
13	康永4年7月29日	1345	止雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	止雨	神		京都御所東山御文庫記録(光明院宸記)、通冬卿記、師守記
14	貞和3年4月29日	1347	止雨奉幣	朝廷(北朝)		止雨	神		師守記
15	貞和3年5月24日	1347	止雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	止雨	神		師守記
16	貞和4年5月17日	1348	祈雨奉幣	朝廷(北朝)		祈雨	神		園大曆、続史愚抄
17	貞和4年5月18日	1348	水天供			祈雨	神		水天供現行記
18	貞和5年6月23日	1349	止雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	止雨	神		師守記
19	貞和5年6月25日	1349	止雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	止雨	神		師守記
20	貞和5年7月23日	1349	武徳薬子反	朝廷(北朝)	仙洞	止雨	その他		園大曆、続史愚抄
21	延文元年8月21日	1356	止雨奉幣	朝廷(北朝)		止雨	神		園大曆、続史愚抄
22	延文2年7月	1357	水天供	朝廷(北朝)	入道寛善親王	祈雨	仏		新拾遺和歌集
23	延文4年7月21日	1359	水天供	朝廷(北朝)	青蓮院入道尊道親王、東寺長者寛雄	祈雨	仏		水天供現行記
24	延文4年8月5日	1359	祈雨奉幣	朝廷(北朝)		祈雨	神		愚管記
25	貞治2年2月7日	1363	祈雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	祈雨	神		愚管記

26	貞治2年6月3日	1363	祈雨	足利基氏	相模寛園寺	祈雨	仏		寛園寺文書
27	貞治3年5月23日	1364	止雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	止雨	神		師守記
	貞治3年5月24日	1364	止雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	止雨	神		師守記
28	貞治3年6月10日	1364	止雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	止雨	神		師守記
	貞治3年9月28日	1364	止雨奉幣	朝廷(北朝)		止雨	神		師守記
29	貞治3年9月29日	1364	止雨奉幣(延引)	朝廷(北朝)		止雨	神	晴により延引。	師守記
30	貞治5年7月10日	1366	止雨奉幣	朝廷(北朝)	丹生・貴布祢二社	止雨	神		兼熙卿記
31	貞治6年7月21日	1367	水天供		東寺・醍醐寺・比叡山	祈雨	仏		門葉記
32	応安元年8月8日	1368	止雨奉幣	朝廷(北朝)		止雨	神		続史愚抄
33	応安4年4月16日	1371	止雨奉幣	朝廷(北朝)		止雨	神		後村上後円融兩天皇御讓位總用帳(柳原家記録八)、師守記
34	応安5年5月8日	1372	祈雨奉幣	朝廷(北朝)		祈雨	神		愚管記
35		1381	神泉苑池仏舎利納入	足利義満	常任院良瑜僧正、神泉苑	祈雨	仏		愚管記
36	永徳元年6月1日	1381	水天供	朝廷(北朝)	大寛寺宮寛尊法親王、聖護院宮入道管善親王、上乘院宮守法親王、良瑜僧正、慈濟僧正、宗助僧正、俊尊僧	祈雨	仏		愚管記
37	至徳3年7月26日	1386	七壇水天供	朝廷(北朝)	東寺	祈雨	仏		東寺長者補任、続史愚抄、東金堂細細要
38	明徳2年8月6日	1391	祈雨奉幣	朝廷(北朝)		祈雨	神		続史愚抄
39	明徳4年6月24日	1393	神泉苑仏舎利納入、誦経	足利義満	地藏院僧正道快、神泉苑	祈雨	仏		東宝記草本裏文書、柳原家記録、東寺王代記、官公事抄
40	明徳4年6月29日	1393	水天供		東寺、醍醐寺	祈雨	仏		東寺王代記、三宝院文書
41	明徳4年7月4日	1393	理趣一卷、水天千反、心経七卷		東寺	祈雨	仏		東寺王代記
42	応永4年6月11日	1397	祈雨	足利氏満	鎌倉円覚寺衆僧	祈雨	仏		相州文書
43	応永5年6月8日	1398	千反陀羅尼	足利氏満	鶴岡八幡宮寺供僧	祈雨	仏		鶴岡事書日記
44	応永6年6月17日	1399	水天供			祈雨	仏		迎陽記
45	応永6年6月24日	1399	祈雨奉幣			祈雨	神		迎陽記
46	応永7年4月～5月	1400	祈雨			祈雨	仏(?)		興福寺略年代記、醍醐枝葉抄
47	応永9年6月26日	1402	祈雨奉幣			祈雨	神		兼教朝臣記

66	応永15年7月10日	1408	七壇水天供	幕府	東寺	祈雨	仏		東寺百合文書
67	応永20年6月30日	1413	祈雨		相国寺	祈雨	仏	数日前から実施。	満濟准后日記
68	応永20年7月2日	1413	祈雨奉幣			祈雨	神	再度奉幣。	満濟准后日記
69	応永20年7月4日	1413	水天供	足利義持	真言・山門徒	祈雨	仏		満濟准后日記、東寺百合文書
70	応永20年7月10日	1413	神泉苑掃除		東寺人夫、神泉苑	祈雨	その他	東寺奉行。	満濟准后日記
71	応永21年6月5日	1414	止雨奉幣			止雨	神		満濟准后日記
72			一切経転読		相国寺	止雨	仏		満濟准后日記
73	応永21年閏7月19日	1414	祈雨奉幣			祈雨	神		満濟准后日記
74	応永22年7月19日	1415	祈雨	幕府	天龍寺、相国寺	祈雨	仏		満濟准后日記
75	応永24年閏5月18日	1417	神泉苑参詣		三宝院満濟ら、神泉苑	祈雨	仏		満濟准后日記
76	応永25年4月10日	1418	祈雨	幕府	天龍寺、相国寺、五山	祈雨	仏		満濟准后日記、看聞日記
77	応永25年4月21日	1418	祈雨奉幣			祈雨	神		看聞日記
78	応永25年4月25日	1418	祈雨奉幣			祈雨	神		看聞日記
79	応永25年4月27日 ～5月3日	1418	水天供	幕府	東寺、醍醐寺、山門、三井寺	祈雨	仏	広橋兼宣奉書。5月3日結願。	満濟准后日記
80	応永25年4月29日	1418	三百三十三人観音懺法	幕府	南禅寺	祈雨	仏		看聞日記
81	応永25年5月11日 ～15日	1418	水天供	幕府	東寺、醍醐寺、山門、三井寺	祈雨	仏	再度水天供。5月15日結願。	満濟准后日記
82	応永25年6月13日	1418	水天供	幕府	東寺、醍醐寺、山門、三井寺	祈雨	仏	再度水天供。広橋兼宣奉書。	満濟准后日記
83	応永25年6月17日	1418	神泉苑仏舎利納入		使者俊紹僧都・弘忠僧都、神泉苑	祈雨	仏		満濟准后日記
84	応永25年6月19日	1418	祈雨(結願)		五山	祈雨	仏	開始日時不明。	満濟准后日記
85	応永26年8月19日	1419	止雨奉幣			止雨	神		看聞日記
86	応永27年5月5日	1420	祈雨奉幣			祈雨	神	薩戒記目録	看聞日記
87	応永27年5月20日	1420	祈雨奉幣			祈雨	神	再度奉幣。	看聞日記
88			祈雨		諸寺	祈雨	仏		看聞日記
89	応永27年6月1日	1420	水天供		東密・台密合同(東寺・山門・三井の三門徒)	祈雨	仏		満濟准后日記、看聞日記
90	応永27年7月2日	1420	孔雀怪御読経		神泉苑	祈雨	仏	禪信	看聞日記、満濟准后日記、東寺長者補任、續史鸕抄
91	応永28年6月2日	1421	祈雨勤行		諸五山	祈雨	仏		満濟准后日記
92	応永29年6月30日	1422	水天供		醍醐寺	祈雨	仏		満濟准后日記
93	応永30年8月10日	1423	止雨奉幣			止雨	神		看聞日記、兼宣公記、薩戒記目録

94	応永30年8月21日	1423	止雨奉幣				止雨	神	再度奉幣。	兼宣公記
95	応永33年6月12日	1426	止雨奉幣				止雨	神		兼宣公記
96	応永33年6月16日	1426	愛染供			醍醐寺、東寺	止雨	仏		満濟准后日記
97	応永33年6月17日	1426	止雨奉幣				止雨	神	再度奉幣。	兼宣公記、薩戒記
98	応永33年8月3日	1426	止雨奉幣				止雨	神		薩戒記
99	応永34年4月19日	1427	水天供			醍醐寺(宝池院・地藏院・理性院・報恩院・妙法院・金剛院)	折雨	仏		満濟准后日記
100	応永34年4月20日	1427	折雨奉幣				折雨	神	再度奉幣。二社。	兼宣公記、続史愚抄
101	応永34年5月4日	1427	折雨奉幣				折雨	神	再度奉幣。	兼宣公記、続史愚抄
102	正長元年7月7日	1428	折雨			醍醐寺	折雨	仏		満濟准后日記(後鏡)
103	正長2年6月3日	1429	愛染供			醍醐寺	止雨	仏		満濟准后日記
104	正長2年6月3日	1429	止雨奉幣				止雨	神		師郷記
105	正長2年6月30日	1429	折雨奉幣				折雨	神		建内記
106	正長2年7月1日	1429	折雨		幕府	諸寺・諸門跡(醍醐寺、妙法院)など	折雨	仏		満濟准后日記、建内記
107	永享2年5月28日	1430	折雨奉幣				折雨	神		満濟准后日記
108	永享2年5月30日	1430	折雨奉幣				折雨	神	再度奉幣。	師郷記
109	永享2年9月10日	1430	止雨奉幣		足利義教		止雨	神	足利義教御沙汰。	師郷記、満濟准后日記
110	永享3年6月7日	1431	止雨奉幣				止雨	神		師郷記
111	永享4年6月5日	1432	折雨奉幣				折雨	神		満濟准后日記、看聞日記
112	永享4年6月9日～11日	1432	神泉苑掃除			神泉苑	折雨	その他	3日間。	続史愚抄
113	永享5年5月1日	1433	折雨奉幣				折雨	神		満濟准后日記、薩戒記、師郷記、壬生家記
114	永享5年5月9日	1433	水天供		幕府	諸寺(醍醐寺、東寺、山門、三井寺、東大寺、興福寺)	折雨	仏		満濟准后日記、看聞日記、東寺百合文書
115	永享5年5月10日	1433	折雨奉幣				折雨	神		師郷記、壬生家譜
116	永享5年5月27日	1433	折雨奉幣			諸社(伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、大原野、住吉、日吉、梅宮、吉田、祇園、北野、賣布祢、広田)	折雨	神		薩戒記別記
117	永享5年6月3日	1433	水天供		幕府	諸寺(東寺、山門、密宗十か所)水天供、興福寺折雨一七日	折雨	仏		満濟准后日記、師郷記、興福寺僧淨英書写大般若經奥書
118	永享5年7月10日	1433	水天供		幕府	醍醐寺三宝院	折雨	仏		満濟准后日記

119	永享5年7月12日	1433	折雨奉幣			折雨	神		師郷記
120	永享6年3月21日	1434	折雨奉幣	幕府	諸五山	折雨	神		師郷記、看聞日記
121	永享6年3月21日	1434	折雨			折雨	仏		満濟准后日記
122	永享6年3月24日	1434	水天供、干反陀羅尼		東寺	折雨	仏		東寺百合文書
123	永享6年3月27日	1434	折雨奉幣			折雨	神	同時に折年穀奉幣。	師郷記
124	永享6年6月1日	1434	神泉苑池掃		神泉苑	折雨	その他		東寺執行日記
125	永享6年7月17日	1434	神泉苑仏舎利納入	幕府	神泉苑	折雨	仏		満濟准后日記
126	永享6年7月20日	1434	折雨奉幣			折雨	神		師郷記
127	永享6年7月24日	1434	水天供	幕府	醍醐寺三寶院	折雨	仏		満濟准后日記
128	永享6年8月1日	1434	水天供	幕府	醍醐寺三寶院	折雨	仏	再度水天供。	満濟准后日記
129	永享8年5月25日	1436	折雨奉幣			折雨	神		看聞日記
130	永享8年5月26日		折雨		等持寺・等持院	折雨	仏		蔭涼軒日記
	永享8年5月27日	1436	折雨		諸五山	折雨	仏		蔭涼軒日記
131	永享8年5月27日	1436	折雨奉幣(諸社折雨祈禱)	足利義教	諸社(伊勢・石清水・賀茂・松尾・平野・稻荷・春日・大原野・住吉・日吉・梅宮・吉田・祇園・北野・農布施)	折雨	神		薩戒記、薩戒記目録
132	永享8年5月28日～30日	1436	觀音懺法 神泉苑池掃		百三十人、相国寺 神泉苑	折雨	仏	3日間。	看聞日記
133	永享8年5月30日	1436	南都照台寺 仏舎利一粒を 龍池に納入	三寶院	中性院、宝藏院、龍池	折雨	仏		東寺百合文書、東寺執行日記
134	永享8年閏5月16日	1436	神泉苑池仏舎利納入		真光院禪真僧正、神泉苑	折雨	仏		東寺執行日記
135	永享8年閏5月27日	1436	神泉苑池掃		神泉苑	折雨	その他		東寺執行日記
136	永享8年閏5月28日	1436	神泉苑仏舎利納入		三寶院、神泉苑	折雨	仏		東寺執行日記
137	永享8年6月5日	1436	折雨奉幣(諸社・諸寺折雨祈禱)	足利義教	諸社(伊勢・八幡・賀茂・松尾・平野・稻荷・春日・大原野・住吉・日吉・梅宮・吉田・広田・祇園・北野・農布施)・諸寺(東大寺・興福寺・延暦寺・園城寺・東寺・醍醐寺・仁和寺)	折雨	神、仏		薩戒記、薩戒記目録

138	永享8年6月8日～ 13日	1436	神泉苑池掃 除		神泉苑	祈雨	その他	6日間。	東寺執行日記
139	永享8年6月4日～ 10日	1436	水天供・呪・ 水天真言(三 千反)	幕府、公方	東寺	祈雨	仏	奉書。水天供・同 呪に水天真言千 反を追加し、計三 千反。7日間。	東寺執行日記、東寺 百合文書
140	永享8年6月29日～ 7月2日	1436	神泉苑池掃 除		神泉苑	祈雨	その他	3日間。	東寺百合文書
141	永享9年5月25日	1437	止雨奉幣			止雨	神		看聞日記
142	永享10年7月30日	1438	祈雨		諸社、諸寺	祈雨	神、仏		師郷記、陸涼軒日録
143	永享11年6月26日	1439	祈雨奉幣		丹生・貴布祢二社	祈雨	神		建内記
144	永享11年7月2日	1439	祈雨		天龍寺、相國寺	祈雨	仏		陸涼軒日録
145	永享12年7月7日	1439	祈雨		諸五山	祈雨	仏		陸涼軒日録
146	永享12年6月28日	1440	神泉苑池掃		神泉苑	祈雨	その他		管見記、東寺執行日 師郷記
147	嘉吉元年4月27日	1441	止雨奉幣			止雨	神	四条隆夏来臨。今 夕止雨二社奉幣 決定。	建内記、師郷記
148	嘉吉元年5月26日	1441	止雨奉幣		丹生・貴布祢二社	止雨	神		建内記、師郷記
149	嘉吉3年5月9日	1443	祈雨奉幣		丹生・貴布祢二社	祈雨	神		康富記、建内記
149	嘉吉3年5月12日	1443	祈雨御修法		内裏	祈雨	仏		看聞日記、建内記、 康富記
150	嘉吉3年5月13日	1443	祈雨	幕府	諸五山	祈雨	仏		建内記、康富記
151	嘉吉3年5月20日	1443	止雨奉幣			止雨	神	諸国洪水	看聞日記、康富記、事 管見記、氏経卿神事 記、如是院年代記
152	嘉吉3年8月16日	1443	神泉苑池仏 舍利納入		神泉苑	祈雨	仏	仏舍利納入は修 法ではなく、誰が 祈ったのかも不	看聞日記
153	文安2年5月26日	1445	祈雨奉幣			祈雨	神		續史憑抄
154	文安2年5月29日	1445	水天供	公武	東寺	祈雨	仏	一膳より7日ず	東寺百合文書
155	文安2年5月29日	1445	神泉苑参詣	公武	神泉苑	祈雨	仏	毎朝3人ずつ。	東寺百合文書
156	文安3年5月13日	1446	止雨奉幣			止雨	神		師郷記
157	文安3年5月21日	1446	止雨奉幣			止雨	神		師郷記
158	文安3年5月21日	1446	祈雨	幕府	五山	祈雨	仏		康富記
159	文安4年5月18日	1447	神泉苑掃除	幕府	侍所開闢民部大輔布 施(貞基)、町人夫、神 泉苑	祈雨	その他		康富記
160	文安4年5月24日	1447	祈雨奉幣(延 引)		丹生・貴布祢二社	止雨	神	22日、女房奉 書。	建内記、康富記

161	文安4年6月3日	1447	祈雨奉幣(延引)			祈雨	神		建内記、康富記
162	文安4年7月10日	1447	祈雨奉幣(延引)			祈雨	神	降雨により延引。	建内記、康富記
163	文安4年7月18日	1447	祈雨奉幣			祈雨	神		建内記
164	文安5年6月20日	1448	止雨奉幣			止雨	神		康富記、師郷記
165	文安5年7月18日	1448	止雨奉幣			止雨	神		康富記
166	文安6年5月29日	1449	祈雨奉幣			祈雨	神		康富記目録
167	文安6年6月28日	1449	止雨奉幣			止雨	神		康富記目録
168	宝徳2年5月9日	1450	止雨奉幣			止雨	神		康富記
169	宝徳2年6月20日	1450	祈雨奉幣			祈雨	神		康富記
170	宝徳3年6月	1451	祈雨奉幣			祈雨	神	幣物・馬などは付 けられず。	康富記
171	宝徳3年6月1日	1451	祈雨奉幣			祈雨	神		続史愚抄
172	宝徳3年6月7日	1451	祈雨奉幣			祈雨	神		師郷記
173	宝徳3年6月13日	1451	祈雨奉幣			祈雨	神		師郷記
174	宝徳3年8月16日	1451	止雨奉幣		丹生・貴布栴二社	止雨	神		康富記
175	宝徳3年8月26日	1451	止雨奉幣		丹生・貴布栴二社	止雨	神		康富記
176	宝徳4年5月6日	1452	祈雨奉幣		丹生・貴布栴二社	祈雨	神		続史愚抄
177	宝徳4年5月25日	1452	止雨奉幣			止雨	神		続史愚抄
178	享徳元年8月26日	1452	止雨奉幣			止雨	神		続史愚抄
179	享徳2年8月3日	1453	止雨奉幣			止雨	神		康富記、師郷記
180	享徳2年8月18日	1453	止雨奉幣			止雨	神		康富記、師郷記
181	享徳3年4月18日	1454	止雨奉幣			止雨	神		師郷記
182	享徳3年6月7日	1454	止雨奉幣			止雨	神		師郷記
183	享徳3年7月27日	1454	止雨奉幣			止雨	神		康富記、師郷記
184	康正2年5月19日	1456	止雨奉幣			止雨	神		師郷記
185	康正2年5月26日	1456	止雨奉幣			止雨	神		師郷記
186	康正3年5月14日	1457	祈雨奉幣	禁裏(朝廷)		祈雨	神		山階家礼記
187			祈雨三十頌		興福寺	祈雨	仏		大乗院寺社雜事記
188			祈雨奉幣	朝廷		祈雨	神		続史愚抄
189	康正3年7月20日	1457	般若心經誦經	朝廷	五畿七道・洛中外の僧俗の男女	祈雨	仏	近頃炎旱・彗星・ 疾病など、口宣により宣下。	続史愚抄

190	康正3年8月8日	1457	諸社寺仁王 經転読、室生 龍穴御読経		諸社寺、室生龍穴	祈雨	仏	延文4年(1359) の例を踏まえ、仁 王經転読。「諸社 寺」に今回から春 日社を追加。興福 寺に命じて室生龍 穴御読経。	続史愚抄
191	康正3年8月11日	1457	祈雨奉幣			祈雨	神		続史愚抄
192	長祿2年6月9日～ 11日	1458	祈雨看經	幕府、鹿苑院 主瑞溪	諸五山	祈雨	仏	11日、満散。	陰涼軒日録
193	長祿3年5月12日、 16日	1459	大般若經転 読	幕府	東福寺大衆、宝殿	祈雨	仏		碧山日録
194	長祿3年5月13日～ 19日	1459	祈雨	幕府	諸寺(禅)	祈雨	仏	19日、陰雨により 満散。雨足らず。	陰涼軒日録
195	長祿3年5月21日	1459	祈雨	幕府	諸寺(禅)	祈雨	仏	再度祈雨。	陰涼軒日録
196	長祿3年7月4日	1459	神泉苑仏舎 利納入	幕府	神泉苑	祈雨	仏	陰涼軒、仏舎利を 出すことを飯尾左 衛門大夫より告げ られ、仏舎利一粒 を出す。	陰涼軒日録
197	長祿3年7月4日～6 日	1459	祈雨懺法		百三十人、相国寺山門 閣上	祈雨	仏		陰涼軒日録
198	長祿3年7月6日		祈雨懺法 神泉苑参詣 (錫杖、理趣 經、尊勝陀羅 尼七反、心經 七卷、水天呪 三百反)		東福寺妙雲閣上	祈雨	仏		碧山日録
199	長祿3年7月6日～ 13日	1459			東寺僧、神泉苑	祈雨	仏	3人ずつ8日間。	東寺百合文書
	長祿4年6月9日		止雨祈禱		諸社寺	止雨	神、仏		東寺百合文書、大乗 院寺社雜事記、続史 愚抄
200	長祿4年6月16日	1460	仁王經転読		東寺	止雨	仏		大乗院寺社雜事記
	長祿4年6月19日		最勝王經・仁 王講		興福寺	止雨	仏		大乗院寺社雜事記
201	寛正2年3月19日	1461	祈雨奉幣			祈雨	神		経覚私要抄
202	寛正2年3月22日	1461	祈雨	幕府(足利義政)	諸五山・同塔頭	祈雨	仏	天下泰平も折る。	陰涼軒日録、碧山日

203	寛正2年7月19日	1461	神泉苑仏舎利納入	幕府	神泉苑	祈雨	仏	陸涼軒、仏舎利を出すことを飯尾左衛門大夫より告げられ、仏舎利一粒を出す。	陸涼軒日記
204	寛正4年閏6月3日	1462	祈雨奉幣			祈雨	神	経覚私要鈔	
205	文明3年7月4日	1471	祈雨		大和七六寺	祈雨	仏	刑部卿忠弘奉書(8月3日到来)。	経覚私要鈔
206	文明3年8月30日	1471	止雨祈禱		賀茂・貴布祢二社	止雨	神	親長卿記	
207	文明4年5月29日	1472	祈雨奉幣(延引)		丹生社	祈雨	神	赤松政則沙汰の年貢が費用。6月4日、用脚がないとのことにより延	親長卿記
208	文明4年6月4日	1472	法華経読誦	朝廷	興福寺	祈雨	仏	5月29日付の勅修寺政願繪旨。諸社は鉦鐸により不可。	経覚私要鈔
209	文明6年6月1日	1474	祈雨		諸寺	祈雨	仏	親長卿記	
210	文明7年6月19日	1475	祈雨奉幣 神泉苑池掃除・仏舎利納入		神泉苑	祈雨	神	実隆公記	
211							その他、仏	晴富宿禰記	
212	文明11年8月14日	1479	祈雨奉幣(中止)		丹生・貴布祢二社	祈雨	神	奉幣ではなく神馬献納のみ。石清水放生会のため右馬寮馬部以下不在により中止。止雨・祈雨は「近代自武家被申之時奉馬のみ」。	親長卿記
213	文明12年6月14日	1480	祈雨奉幣 水天真言三		丹生・貴布祢二社(?)	祈雨	神	御湯殿上日記	
214	文明13年6月8日	1481	百反		東寺(北面)	祈雨	仏	東寺百合文書	
215	文明13年6月13日	1481	祈雨	朝廷	大和七六寺	祈雨	仏	6月8日付の甘露寺元長繪旨 繪旨・長者宣(坊城俊名奉)。	大乗院寺社雑事記
216	文明14年8月16日	1482	止雨祈禱	朝廷	春日社・七六寺	止雨	神、仏	大乗院寺社雑事記	
217	明応3年7月10日	1494	祈雨奉幣		丹生・貴布祢二社	祈雨	神	御法興院記、和長卿記、言国卿記	
218	明応3年7月12日	1494	祈雨奉幣			祈雨	神	御湯殿上日記、後法興院日記	

219	明応5年5月3日	1496	祈雨奉幣		丹生・貴布祢二社	祈雨	神	用脚が準備できず、宣命はなく、奉馬のみ。	親長卿記
220	明応5年5月3日	1496	祈雨		諸寺諸社	祈雨	神、仏		御湯殿上日記、実隆公記、親長卿記、後法興院記、大乗院寺社雜事記
221	明応7年5月19日	1498	祈雨		諸寺諸社(大神宮含む)	祈雨	神、仏		御湯殿上日記、実隆公記
222	明応9年5月18日	1500	祈雨		諸社(松尾・稻荷・広田等)・諸寺	祈雨	神、仏		後法興院記、忠富王記、和長卿記
223	文亀元年7月26日	1501	祈雨		大神宮	祈雨	神		実隆公記、時元記
224	文亀2年7月26日	1502	祈雨		大神宮	祈雨	神		時元記
225	文亀3年6月12日	1503	祈雨		諸社(大神宮含む)	祈雨	神、仏		実隆公記、元長卿記、忠富王記
226	永正元年閏3月6日	1504	祈雨		大神宮	祈雨	神		実隆公記
227	永正12年4月17日	1515	祈雨		大神宮	祈雨	神		守光公記
	永正15年8月5日	1518	止雨祈禱		諸社(大神宮、他)諸寺(仁和寺、六勝寺、他)	止雨	神、仏		宣胤卿記、永正十三年八月日次記
228	永正15年8月7日～14日	1518	止雨祈禱(尊勝供、聖観音供、愛染王供、不動供、毘沙門天供)		仁和寺宮覚道法親王、真乘院宗一僧正、僧正房尊海、寿命院源耀僧正、宏助法印	止雨	仏		永正十三年八月日次記、真言諸寺院記
	永正15年8月8日	1518	止雨祈禱		大神宮(西宮)	止雨	神		時元記
229	大永8年4月	1528	祈雨		諸寺	祈雨	仏		二水記
230	大永8年7月3日	1528	祈雨		諸寺	祈雨	仏		續史愚抄
231	大永8年7月29日	1528	祈雨		諸寺	祈雨	仏		二水記
232	享祿2年7月6日	1529	祈雨		諸寺諸社	祈雨	神、仏		御湯殿上日記、嚴助往年記、続南行雜録(祐維記)
233	天文4年6月29日	1535	祈雨		諸寺諸社	祈雨	神、仏		後奈良天皇宸記、続史愚抄
234	天文14年6月10日	1545	祈雨		神宮	祈雨	神		河崎氏年代記
235	天文14年6月16日	1545	祈雨		清水寺	祈雨	仏		言繼卿記
236	天文14年6月19日	1545	祈雨(祭)		吉田兼右	祈雨	神(?)		天文十四年日記

237	天文14年7月23日	1545	祈雨観音経 誦誦		延臣	祈雨	仏		御湯殿上日記
238	天文22年5月21日	1553	祈雨 祈雨、法樂 (五常樂三十 六反、青海波 二反)		山城稻荷社、撰津広田 社	祈雨	神		廣田神社文書
239	天文22年6月13日	1553			紫宸殿	祈雨	その他		言繼御記、御湯殿上 日記
240			祈雨		諸寺諸社	祈雨	神、仏		御湯殿上日記
241	弘治3年7月6日	1557	祈雨		諸寺諸社	祈雨	神、仏		巻数。 御湯殿上日記
242	永禄元年6月23日	1558	祈雨修法	朝廷	高野山金剛峰寺	祈雨	仏		勅使左大臣西園 寺公朝。
243	永禄2年6月1日	1559	祈雨		諸寺	祈雨	仏		続史愚抄
244	永禄2年6月3日～9 日	1559	祈雨		伯二位(白川雅業)	祈雨	神		御湯殿上日記
245	永禄3年5月29日	1560	祈雨		諸社寺	祈雨	神、仏		続史愚抄(瑞光院記)
246	永禄3年6月20日	1560	祈雨	朝廷	諸社寺(春日社、興福 寺)	祈雨	神、仏		巻数。 御湯殿上日記
247	永禄9年閏8月23日	1566	止雨		諸寺諸社	止雨	神、仏		御湯殿上日記
248	天正6年5月16日	1578	止雨			止雨	神		兼見卿記
249	天正12年7月27日 ～29日	1584	祈雨修行(祭 文)	朝廷	吉田兼見	祈雨	神		兼見卿記
250	天正12年8月2日	1584	祈雨三ヶ日群 参・音論	朝廷	興福寺東室	祈雨	仏		多聞院日記
251	天正14年6月4日	1586	止雨	朝廷	諸寺諸社、吉田兼見	止雨	神、仏		御湯殿上日記、兼見 卿記
252	天正15年7月4日	1587	止雨	朝廷	吉田兼見	止雨	神		兼見卿記
	天正17年6月2日	1589	祈雨	朝廷	神宮	祈雨	神		続史愚抄
253	天正17年6月7日～ 9日	1589	祈雨三十頌	朝廷	興福寺東室	祈雨	仏		維摩会日記、多聞院 日記
254	天正17年6月11日	1589	祈雨	朝廷	神宮祭主	祈雨	神		御湯殿上日記、壬生 家四巻之日記

本年表は、大日本史料総合データベースの「祈雨」、「止雨」の検索結果を元に作成し、同データベースの「祈AND雨」、「祈AND晴」、「早魃」、「諸社寺」、「諸社AND諸寺」
データベース・トピックス『祈雨・宝珠・龍一中世真言密教の深層』所収の年表、藤木久志編『日本中世気象災害史年表稿』で補った。